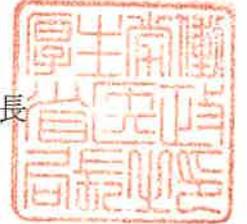




医政発0327第71号
令和2年3月27日

公益社団法人 日本精神科病院協会 会長 殿

厚生労働省医政局長



「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について

看護行政の推進につきましては、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴機関又は貴団体の関係者各位に広く周知されることについて格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

医政発0327第71号
令和2年3月27日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について

特定行為に係る看護師の研修制度の内容や具体的な運用基準等については、「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」（平成27年3月17日付け医政発0317第1号厚生労働省医政局長通知。以下「局長通知」という。）により示しているところである。第24回医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会での議論を踏まえ、領域別パッケージ研修に新たに外科系基本領域パッケージを追加することとなった。これを受け、局長通知について別添の新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたため通知する。

本改正に係る指定申請等における様式については、下記のとおりである。なお、「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の一部を改正する省令」（平成31年4月26日付け平成31年厚生労働省令第73号）の公布に伴う変更の届出とその経過措置については、「「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について」（令和元年5月7日付け医政発0507第7号厚生労働省医政局長通知）の記の2の(3)～(5)で示したとおり変更はないため、ご留意頂きたい。

貴職におかれては、御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努めるなど、引き続き、本制度の円滑な実施に御協力をお願いする。

記

令和元年10月29日付け局長通知の一部改正後の様式について、令和2年6月30日までの間、提出することが出来る。

(別添)

保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について(平成27年3月17日付け医政発0331第1号厚生労働省医政局長通知) 新旧対照表

新	旧
<p>医政発0317第1号 平成27年3月17日 一部改正 平成29年11月8日 一部改正 令和元年5月7日 一部改正 令和元年10月29日 一部改正 令和2年3月27日</p>	<p>医政発0317第1号 平成27年3月17日 一部改正 平成29年11月8日 一部改正 令和元年5月7日 一部改正 令和元年10月29日</p>
<p>各都道府県知事 殿</p> <p>保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について</p> <p>(前文略)</p> <p>記</p>	<p>各都道府県知事 殿</p> <p>保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について</p> <p>(前文略)</p> <p>記</p>
<p>第1 (略)</p> <p>第2 特定行為研修省令の内容及び具体的な運用基準 1. 用語の定義 ～ 7. 施行期日等 (略)</p> <p>第3 留意事項 (略)</p> <p>(別紙1) ～ (別紙5) (略)</p> <p>(別紙6)</p> <p>5. (1) ⑧に関連し、特定行為研修の一部を免除した研修 (領域別パッケージ研修)</p> <p>(略)</p> <p>1. 在宅・慢性期領域 (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 特定行為研修省令の内容及び具体的な運用基準 1. 用語の定義 ～ 7. 施行期日等 (略)</p> <p>第3 留意事項 (略)</p> <p>(別紙1) ～ (別紙5) (略)</p> <p>(別紙6)</p> <p>5. (1) ⑧に関連し、特定行為研修の一部を免除した研修 (領域別パッケージ研修)</p> <p>(略)</p> <p>1. 在宅・慢性期領域 (略)</p>

2. 外科術後病棟管理領域				2. 外科術後病棟管理領域			
特定行為区分の名称	特定行為	研修を修了した看護師が実施可能な特定行為か否か	研修の免除の可否	特定行為区分の名称	特定行為	研修を修了した看護師が実施可能な特定行為か否か	研修の免除の可否
呼吸器(気道確保に係るもの) 関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	○	—	呼吸器(気道確保に係るもの) 関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	○	—
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの) 関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	—	呼吸器(人工呼吸療法に係るもの) 関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	—
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	—		非侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	—
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	×	免除可		人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	×	免除可
	人工呼吸器からの離脱	×	免除可		人工呼吸器からの離脱	×	免除可
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの) 関連	気管カニューレの交換	○	—	呼吸器(長期呼吸療法に係るもの) 関連	気管カニューレの交換	○	—
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更	○	—	胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更	○	—
	胸腔ドレーンの抜去	○	—		胸腔ドレーンの抜去	○	—
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去(腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。)	○	—	腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去(腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。)	○	—
栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理) 関連	中心静脈カテーテルの抜去	○	—	栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理) 関連	中心静脈カテーテルの除去	○	—
栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈)	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	○	—	栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈)	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	○	—

注射用カテーテル管理) 関連				注射用カテーテル管理) 関連			
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去	○	—	創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去	○	—
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	○	—	動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	○	—
	橈骨動脈ラインの確保	×	免除可		橈骨動脈ラインの確保	×	免除可
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	○	—	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	○	—
	脱水症状に対する輸液による補正	×	免除可		脱水症状に対する輸液による補正	×	免除可
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	○	—	術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	○	—
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	○	—	循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	○	—
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整	×	免除可		持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	○	—
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整	×	免除可		持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整	×	免除可
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	○	—		持続点滴中の降圧剤の投与量の調整	×	免除可
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整	×	免除可		持続点滴中の利尿剤の投与量の調整	×	免除可
3. 術中麻酔管理領域				3. 術中麻酔管理領域			
特定行為区分の名称	特定行為	研修を修了した看護師が実施可能な特定行為か否か	研修の免除の可否	特定行為区分の名称	特定行為	研修を修了した看護師が実施可能な特定行為か否か	研修の免除の可否
呼吸器(気道確保に係るもの) 関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	○	—	呼吸器(気道確保に係るもの) 関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	○	—

(別添)

呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	—	呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	—
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	×	免除可		人工呼吸器からの離脱	○	二
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	×	免除可		非侵襲的陽圧換気の設定の変更	×	免除可
	人工呼吸器からの離脱	○	二		人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	×	免除可
	動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	○		—	動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血
	橈骨動脈ラインの確保	○	—		橈骨動脈ラインの確保	○	—
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	×	免除可	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	×	免除可
	脱水症状に対する輸液による補正	○	—		脱水症状に対する輸液による補正	○	—
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	○	—	術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	○	—
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	×	免除可	循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	×	免除可
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整	×	免除可		持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整	×	免除可
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整	×	免除可		持続点滴中の降圧剤の投与量の調整	×	免除可
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	○	—		持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	○	—
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整	×	免除可		持続点滴中の利尿剤の投与量の調整	×	免除可
4. 救急領域 (略)				4. 救急領域 (略)			
5. 外科系基本領域				(新設)			

特定行為区分の 名称	特定行為	研修を修了した 看護師が実施可 能な特定行為か 否か	研修の免除 の可否
栄養に係るカテ ーテル管理(中心 静脈カテーテル 管理) 関連	中心静脈カテーテルの抜去	○	＝
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療に おける血流のない壊死組織 の除去	○	＝
	創傷に対する陰圧閉鎖療法	×	免除可
創部ドレーン管 理関連	創部ドレーンの抜去	○	＝
動脈血液ガス分 析関連	直接動脈穿刺法による採血	○	＝
	橈骨動脈ラインの確保	×	免除可
栄養及び水分管 理に係る薬剤投 与関連	持続点滴中の高カロリー輸 液の投与量の調整	×	免除可
	脱水症状に対する輸液によ る補正	○	＝
感染に係る薬剤 投与関連	感染徴候がある者に対する 薬剤の臨時の投与	○	＝
術後疼痛管理関 連	硬膜外カテーテルによる鎮 痛剤の投与及び投与量の調 整	○	＝
(別紙7)～(別紙8) (略)			
様式1			
様式2			
様式3			
様式4			
様式5			
様式6			
(別紙7)～(別紙8) (略)			
様式1			
様式2			
様式3			
様式4			
様式5			
様式6			

様式7
様式8
参考

様式7
様式8
参考

医政発0317第1号
平成27年3月17日
一部改正 平成29年11月8日
一部改正 令和元年5月7日
一部改正 令和元年10月29日
一部改正 令和2年3月27日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について

特定行為に係る看護師の研修制度については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）の一部が改正され、平成27年10月1日から施行されることとなった。

これに伴い、平成27年3月13日に、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令（平成27年厚生労働省令第33号。以下「特定行為研修省令」という。）が公布され、同年10月1日（ただし、指定研修機関の申請に係る規定は、同年4月1日）から施行されることとなった。

この新たな研修制度は、看護師が手順書により行う特定行為を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことを目的としている。ついては、貴職におかれても、特定行為研修省令の趣旨、内容等について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努めるなど、本制度の円滑な実施に御協力をお願いする。

記

第1 特定行為研修省令の趣旨

法の一部改正により、平成27年10月1日から、手順書により特定行為を行う看護師に特定行為研修の受講が義務付けられるところであるが、特定行為研修省令は、法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定

する特定行為研修に関して、特定行為、特定行為研修の基準、指定研修機関の指定の基準等を定めるものであること。

第2 特定行為研修省令の内容及び具体的な運用基準

1. 用語の定義

(1) 「特定行為」

法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為をいうものであること。

(2) 「手順書」

法第37条の2第2項第2号に規定する手順書をいうものであること。

(3) 「特定行為区分」

法第37条の2第2項第3号に規定する特定行為区分をいうものであること。

(4) 「特定行為研修」

法第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修をいうものであること。

(5) 「指定研修機関」

法第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関をいうものであること。

(6) 「特定行為研修管理委員会」

特定行為研修の実施を統括管理する機関をいうものであること。

(7) 「特定行為研修の責任者」

特定行為研修の内容の企画立案及び特定行為研修の実施の管理を行う専任の者をいうものであること。

(8) 「指導者」

特定行為研修を受ける看護師に対する指導を行う者をいうものであること。

(9) 「受講者」

特定行為研修を受ける看護師をいうものであること。

(10) 「協力施設」

特定行為研修の実施に関し必要な施設であって、指定研修機関と連携協力し、特定行為研修に係る講義、演習又は実習を行う指定研修機関以外のものをいい、講義又は演習について、単に、特定行為研修を行うための教材又は場所を提供するものは含まれないこと。

(11) 「協力施設の特定行為研修の実施責任者」

協力施設において、特定行為研修の実施の管理を行う者をいうものであること。

(12) 「演習」

講義で学んだ内容を基礎として、少人数に分かれて指導者のもとで、議論や発表を行う形式の授業をいうこと。症例検討やペーパーシミュレーション等が含まれること。

(13) 「実習」

「実習」とは、講義や演習で学んだ内容を基礎として、少人数に分かれて指導者のもとで、主に実技を中心に学ぶ形式の授業をいうこと。実習室（学生同士が患者役になるロールプレイや模型・シミュレーターを用いて行う場）や、医療現場（病棟、外来、在宅等）で行われること。ただし、単に医療現場にいるだけでは、実習として認められないこと。

2. 特定行為

(1) 特定行為

特定行為は、診療の補助であって、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるものとして別紙1に掲げる38行為であること。（改正後の法第37条の2第2項第1号、特定行為研修省令第2条及び別表第1関係）

(2) 特定行為に係る医道審議会における審議

厚生労働大臣は、2.（1）の特定行為を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならないこと。（改正後の法第37条の2第3項）

3. 手順書

(1) 手順書の記載事項

手順書は、医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるためにその指示として作成する文書又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）であって、次に掲げる事項が定められているものであること。（改正後の法第37条の2第2項第2号、特定行為研修省令第3条関係）

- ① 看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲
- ② 診療の補助の内容
- ③ 当該手順書に係る特定行為の対象となる患者
- ④ 特定行為を行うときに確認すべき事項
- ⑤ 医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制
- ⑥ 特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法

(2) 留意事項

3.（1）③に関連して、「当該手順書に係る特定行為の対象となる患者」とは、当該手順書が適用される患者の一般的な状態を指し、実際に手順書を適用する場面では、医師又は歯科医師が患者を具体的に特定した上で、看護師に対して手順書により特定行為を行うよう指示をする必要があること。なお、手順書によ

り看護師に特定行為を行わせる場合には、当該看護師の特定行為研修修了証に基づき、当該看護師が実施可能な特定行為を確認すること。

手順書の具体的な内容については、(1)①から⑥の手順書の記載事項に沿って、各医療現場において、必要に応じて看護師等と連携し、医師又は歯科医師があらかじめ作成すること。また、各医療現場の判断で、当該記載事項以外の事項及びその具体的内容を追加することもできること。

4. 特定行為区分

特定行為区分は、特定行為の区分であって、別紙2のとおり21区分であること。(改正後の法第37条の2第2項第3号、特定行為研修省令第4条及び別表第2関係)

5. 特定行為研修

(1) 特定行為研修の基準

特定行為研修は、看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修であって、特定行為区分ごとに特定行為研修の基準に適合するものであること。

特定行為研修の基準は、次のとおりであること。(改正後の法第37条の2第2項第4号、特定行為研修省令第5条並びに別表第3及び別表第4関係)

① 次に掲げる研修により構成されるものであること。

イ 共通科目(看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能であって、全ての特定行為区分に共通するものの向上を図るための研修をいう。以下同じ。)

ロ 区分別科目(看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能であって、特定行為区分ごとに異なるものの向上を図るための研修をいう。以下同じ。)

② 共通科目の内容は、別紙3に定めるもの以上であること。

③ 区分別科目のうち講義又は演習にあつては、別紙4に掲げる特定行為区分に応じて当該特定行為区分ごとに定める時間数以上であること。また、区分別科目の実習は必要な症例数を経験するものに限ること。

④ 区分別科目における実習は、患者に対する実技を含めること。

⑤ 共通科目の各科目及び区分別科目は、別紙5に示す研修方法により行うものとする。その際、講義又は演習は、大学通信教育設置基準(昭和56年文部省令第33号)第3条第1項及び第2項に定める方法により行うことができること。

- ⑥ 既に履修した共通科目の各科目及び区分別科目については、当該科目の履修の状況に応じ、その全部又は一部を免除することができること。
- ⑦ 区分別科目について、指定研修機関は、当該特定行為研修に係る特定行為を手順書により行うための能力を有していると認める看護師について、その一部を免除することができること。
- ⑧ 特定行為研修省令別表第4の備考第5号に規定するとおり、厚生労働大臣が適当と認める場合には、当該特定行為研修に係る特定行為の一部を行う看護師について、当該特定行為研修の一部を免除した研修を行うことができること。なお、厚生労働大臣が適当と認める場合は別紙6に示すとおりとすること（領域別パッケージ研修）。
- ⑨ 共通科目の各科目及び区分別科目の履修の成果は、別紙7に示す評価方法により評価を行うものとする。

(2) 特定行為研修の基準に係る医道審議会における審議

厚生労働大臣は、5.(1)の特定行為研修の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならないこと。（改正後の法第37条の2第3項）

(3) 特定行為研修の基本理念

特定行為研修全体に関連し、特定行為研修は、チーム医療のキーパーソンである看護師が、患者及び国民並びに医師及び歯科医師その他医療関係者から期待される役割を十分に担うため、医療安全に配慮し、在宅を含む医療現場において、高度な臨床実践能力を発揮できるよう、自己研鑽を継続する基盤を構築するものでなければならないものとする。

(4) 特定行為研修の到達目標

指定研修機関は特定行為研修の到達目標を設定すること。到達目標の設定にあたっては、別紙8を参考とすることが望ましいこと。

(5) 留意事項

① 特定行為研修全体関係

特定行為研修の受講者としては、概ね3～5年以上の実務経験を有する看護師が想定されること。ただし、これは3～5年以上の実務経験を有しない看護師の特定行為研修の受講を認めないこととするものではないこと。なお、概ね3～5年以上の実務経験を有する看護師とは、所属する職場において日常的に行う看護実践を、根拠に基づく知識と実践的経験を応用し、自律的に行うことができるものであり、チーム医療のキーパーソンとして機能することができるものであること。

② 特定行為研修の内容関係

5.(1)②及び③に関連して、共通科目の各科目の時間数には、各科目の評価に関する時間を含めて差し支えないこと。区分別科目のうち講義又は演習の時間数には、当該科目の評価のうち筆記試験に関する時間も含めて差し支え

ないこと。また、共通科目の各科目及び区分別科目の講義又は演習に要する時間数は、受講者の準備状況を踏まえ、当該科目に必要な時間数を満たす範囲内で、指定研修機関において適切に設定すること。

5. (1) ④に関連して、区分別科目の実習は、患者に対する実技を含めることとし、当該指定研修機関が設定した特定行為研修の到達目標が達成されるよう、行為の難度に応じて5例又は10例程度の必要な症例数を指定研修機関において適切に設定すること。なお、患者に対する実技を行う実習の前には、ペーパーシミュレーション、ロールプレイ、模擬患者の活用、シミュレーターの利用等のシミュレーションによる学習を行うこと。ただし、これらは実習の症例数には含まないこと。

各指定研修機関において必要と考える専門的な内容について、各指定研修機関の判断により特定行為研修の内容に追加することは差し支えないこと。

③ 特定行為研修の研修方法関係

5. (1) ⑤に関連して、共通科目の各科目及び区分別科目の研修方法は別紙5のとおりとし、講義又は演習及び実習の具体的な方法は、受講者の準備状況を踏まえ、指定研修機関において適切に設定すること。また、指定研修機関は、協力施設と連携協力し、講義又は演習及び実習を行うことができること。さらに、指定研修機関は、受講者の準備状況を考慮し、研修開始時に能力評価を実施し、各受講者の知識及び技能に応じ補習を行うことが望ましいこと。

④ 特定行為研修の免除関係

5. (1) ⑥に関連して、既に履修した科目について、共通科目の各科目又は区分別科目の全部又は一部の履修を免除するに当たっては、指定研修機関において、当該免除の対象となる既に履修した科目が、共通科目の各科目又は区分別科目に合致しているか確認するとともに、必要に応じて修得の程度を確認すること。なお、当該免除の対象となる既に履修した科目としては、指定研修機関における特定行為研修の共通科目のほか、例えば、平成22年度及び平成23年度特定看護師（仮称）養成調査試行事業における研修並びに平成24年度看護師特定能力養成調査試行事業における研修の病態生理学、フィジカルアセスメント及び臨床薬理学等が想定されること。

5. (1) ⑦に関連して、既に特定行為の実施に係る知識及び技能を有している看護師について、区分別科目の一部の履修を免除するに当たっては、指定研修機関において、別紙7の評価方法により、当該看護師が、特定行為研修に係る特定行為を手順書により行うための能力を有しているか確認すること。

5. (1) ⑧に関連して、領域別パッケージ研修において、特定行為研修の一部を免除した研修を行うに当たっては、別紙6に示すとおりとすること。

⑤ 特定行為研修の評価関係

5. (1) ⑨に関連して、共通科目の各科目及び区分別科目の履修の成果は、受講者が当該科目に必要な時間数及び症例数以上受講していることを確認

するとともに、別紙7の評価方法により評価を行うこと。なお、実技試験（Objective Structured Clinical Examination（OSCE））については、指定研修機関及び実習を行う協力施設以外の医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者を含む体制で行うこと。また、筆記試験及び構造化された評価表を用いた観察評価については、指定研修機関及び実習を行う協力施設以外の医師、歯科医師、薬剤師及び看護師その他の医療関係者を含む体制で行うことが望ましいこと。

6. 指定研修機関

(1) 指定研修機関の指定の申請

指定研修機関は、1又は2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う学校、病院その他の者であって、厚生労働大臣が指定するものをいい、指定研修機関の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書（様式1）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

- ① 名称及び所在地
- ② 実施する特定行為研修に係る特定行為区分の名称
- ③ 実施する特定行為研修の基本理念及び内容
- ④ 特定行為研修の実施に関し必要な施設及び設備の概要
- ⑤ 特定行為研修管理委員会の構成員の氏名、所属する団体の名称及び当該団体における役職名
- ⑥ 特定行為研修の責任者の氏名
- ⑦ 特定行為研修の指導者の氏名及び担当分野
- ⑧ 特定行為研修を受ける看護師の定員
- ⑨ その他特定行為研修の実施に関し必要な事項

なお、2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を実施する場合には、上記②から④まで及び⑥から⑧までに掲げる事項は、特定行為区分ごとに記載しなければならないこと。（改正後の法第37条の2第2項第5号及び第37条の3第1項、特定行為研修省令第6条関係）

(2) 指定研修機関の指定の基準

指定研修機関の指定の基準は、次のとおりであること。

- ① 特定行為研修の内容が適切であること。
- ② 特定行為研修の実施に関し必要な施設及び設備を利用することができること。
- ③ 特定行為研修の責任者を適切に配置していること。
- ④ 適切な指導体制を確保していること。
- ⑤ 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。
- ⑥ 実習を行うに当たり患者に対する説明の手順を記載した文書を作成していること。

⑦ 特定行為研修管理委員会を設置していること。

また、厚生労働大臣は、指定研修機関の指定の申請があった場合において、6

(1)の申請者が、法第37条の3第3項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過していないときは、指定をしてはならないこと。(改正後の法第37条の3第2項、特定行為研修省令第7条関係)

(3) 特定行為研修管理委員会の構成員

指定研修機関の特定行為研修管理委員会は、次に掲げる者を構成員に含まなければならないこと。(改正後の法第37条の4、特定行為研修省令第8条関係)

- ① 特定行為研修に関する事務を処理する責任者又はこれに準ずる者
- ② 当該特定行為研修管理委員会が管理する全ての特定行為研修に係る特定行為研修の責任者
- ③ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者(①及び②に掲げる者並びに当該指定研修機関及び当該指定研修機関が特定行為研修を実施する施設に所属する者を除く。)

(4) 変更の届出

指定研修機関は、当該指定研修機関に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その日から起算して1月以内に、その旨を指定研修機関変更届出書(様式2)により厚生労働大臣に届け出なければならないこと。(改正後の法第37条の4、特定行為研修省令第9条関係)

- ① 名称又は所在地
- ② 当該指定研修機関が実施する特定行為研修に係る特定行為区分(6.(5)の場合を除く。)
- ③ 実施する特定行為研修の内容(指定研修機関が領域別パッケージ研修を実施する場合を含む)
- ④ 特定行為研修のために利用することができる施設
- ⑤ 特定行為研修管理委員会の構成員
- ⑥ 特定行為研修の責任者
- ⑦ 特定行為研修の指導者及びその担当分野
- ⑧ 特定行為研修を受ける看護師の定員

(5) 変更の承認

指定研修機関は、当該指定研修機関が実施する特定行為研修に係る特定行為区分を変更しようとするとき(新たな特定行為区分に係る特定行為研修の開始を伴うときに限る。)は、特定行為区分変更申請書(様式3)により、厚生労働大臣に申請し、その承認を受けなければならないこと。(改正後の法第37条の4、特定行為研修省令第10条関係)また、指定研修機関が、特定行為研修について、領域別パッケージ研修により一部を免除した研修のみを実施しており、新たに免除した内容を含む研修を実施しようとするときも、同様の取扱いとする。

(6) 年次報告

指定研修機関は、毎年6月30日までに、当該指定研修機関に関する次に掲げる事項を記載した年次報告書（様式4）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

- ① 特定行為研修の実施に関し必要な施設及び設備の状況
- ② 前年度の特定行為研修の実施期間及び当該実施期間ごとの特定行為研修を受けた看護師の数
- ③ 前年度の特定行為研修を修了した看護師の数
- ④ 前年度の特定行為研修管理委員会の開催回数
- ⑤ 当該年度の特定行為研修の実施期間

なお、2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を実施した場合には、上記①から③まで及び⑤に掲げる事項は、特定行為区分ごとに記載しなければならないこと。（改正後の法第37条の4、特定行為研修省令第11条関係）

(7) 指定研修機関に対する厚生労働大臣の指示

厚生労働大臣は、5.（1）の特定行為研修の基準及び6.（2）の指定研修機関の指定の基準に照らして、特定行為研修の内容、指導体制、施設、設備その他の特定行為研修の実施に関する事項について適当でないと認めるときは、指定研修機関に対して必要な指示をすることができること。（改正後の法第37条の4、特定行為研修省令第12条関係）

(8) 指定研修機関の指定の取消し

厚生労働大臣は、指定研修機関が以下の場合に該当するときは、指定を取り消すことができること。（改正後の法第37条の3第3項、特定行為研修省令第13条関係）

- ① 6.（2）の指定研修機関の指定の基準に適合しなくなった場合
- ② 2年以上特定行為研修を受けた看護師がない場合
- ③ 6.（3）から6.（6）までに違反した場合
- ④ 6.（7）の指示に従わない場合
- ⑤ 6.（9）による申請があった場合

(9) 指定研修機関の指定の取消しの申請

指定研修機関は、指定の取消しを受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した指定取消申請書（様式5）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。（改正後の法第37条の4、特定行為研修省令第14条関係）

- ① 指定の取消しを受けようとする理由
- ② 指定の取消しを受けようとする期日
- ③ 現に特定行為研修を受けている看護師があるときは、その看護師に対する措置
- ④ 特定行為研修を受ける予定の看護師があるときは、その看護師に対する措置

(10) 特定行為研修の修了

特定行為研修管理委員会は、特定行為研修の修了に際し、特定行為研修に関する当該看護師の評価を行い、指定研修機関に対し、当該看護師の評価を報告しなければならないこと。また、指定研修機関は、当該評価に基づき、特定行為研修を受けている看護師が特定行為研修を修了したと認めるときは、速やかに、当該看護師に対して、当該看護師に関する次に掲げる事項を記載した特定行為研修修了証（様式6）を交付しなければならないこと。（改正後の法第37条の4、特定行為研修省令第15条関係）

- ① 氏名、看護師籍の登録番号及び生年月日
- ② 修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称（領域別パッケージ研修の場合は、実施した研修に対応する特定行為の名称及び別紙6に示す領域名も併記すること。）
- ③ 特定行為研修を修了した年月日
- ④ 特定行為研修を実施した指定研修機関の名称

指定研修機関は、特定行為研修修了証を交付したときは、当該交付の日から起算して一月以内に、特定行為研修を修了した看護師に関する上記①から④に掲げる事項を記載した報告書（様式7）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。（改正後の法第37条の4、特定行為研修省令第15条関係）

なお、過去に特定行為研修の修了証の交付を受けた修了者が、再び特定行為研修を修了し、当該看護師に修了証を交付した際に、看護師籍の登録番号が変更となっていた場合は、旧看護師籍の登録番号も併記し、過去に修了者として報告されていた者とわかるようにすること。

(11) 特定行為研修の記録の保存

指定研修機関は、帳簿を備え、特定行為研修を受けた看護師に関する次に掲げる事項を記載し、指定の取消しを受けるまでこれを保存しなければならないこと。また、当該保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体により行うことができること。（改正後の法第37条の4、特定行為研修省令第16条関係）

- ① 氏名、看護師籍の登録番号及び生年月日
- ② 修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称（領域別パッケージ研修の場合は、実施した研修に対応する特定行為の名称及び別紙6に示す領域名も併記すること。）
- ③ 特定行為研修を開始し、及び修了した年月日
- ④ 修了した共通科目及び区分別科目の内容
- ⑤ 共通科目及び区分別科目に係る評価

なお、指定の取消しを受けた場合においても、指定研修機関の機能を他の指定研修機関に引き継いだ場合は、引き継いだ指定研修機関が、①～⑤について保存すること。

(12) 指定研修機関の指定又は取消しに係る医道審議会における審議

厚生労働大臣は、6. (1) の指定研修機関の指定又は6. (8) の指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならないこと。(改正後の法第37条の3第4項)

(13) 指定研修機関に対する厚生労働大臣の指示

厚生労働大臣は、特定行為研修の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定研修機関に対し、その業務の状況に関し報告させ、又は当該職員に、指定研修機関に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができること。また、これにより立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人にこれを提示しなければならないこと。当該立入検査を行うことができる権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないこと。(改正後の法第42条の4)

(14) 留意事項

① 指定研修機関の指定の申請関係

6. (1) に関連して、指定研修機関の指定を受けようとする者は、学校にあっては設置者、病院にあっては開設者、法人その他の者にあってはその代表者が申請を行うこと。

また、指定申請書(様式1)には、次に掲げる書類を添付し、当該指定研修機関の指定を受けようとする者の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出すること。

イ 特定行為研修の研修計画(以下単に「特定行為研修計画」という。様式自由。)

ロ その他特定行為研修の実施に関し必要な事項

6. (1) ⑨に関連して、法人にあっては、「その他特定行為研修の実施に関し必要な事項」として、定款又は寄附行為及び登記事項証明書を提出すること。

6. (12) に関連して、原則として、毎年2月及び8月に医道審議会を開催し、指定研修機関の指定について審議を行う予定であること。毎年2月に開催される医道審議会では、その年の前年6月1日から11月30日までに厚生労働省に提出された指定申請書について審議を行い、毎年8月に開催される医道審議会では、その年の前年12月1日からその年の5月31日までに厚生労働省に提出された指定申請書について審議を行うものであること。

② 指定研修機関の指定の基準関係

6. (2) ①に関連して、指定研修機関は、5. (1) に定める特定行為研修の基準に則った特定行為研修計画を作成すること。特定行為研修計画には、次に掲げる事項が定められていること。なお、共通科目の「医療安全学」と「特定行為実践」については、両科目を一体的に計画することが望ましいこと。そ

の場合、科目ごとに記載を求める事項について、当該計画に基づき一体的に記載して差し支えないこと。

イ 特定行為区分の名称

ロ 特定行為研修の基本理念及び目標

ハ 特定行為研修の内容

特定行為研修の内容は、共通科目の各科目及び区分別科目ごとに研修の内容を記載すること。研修の内容には評価方法も含まれること。

なお、指定研修機関において、共通科目の各科目及び区分別科目について、統合又は分割することや、独自の科目名を設定することは差し支えないこと。その場合は、当該科目ごとに研修の内容を記載するとともに、当該科目に相応する共通科目の各科目及び区分別科目の科目名について特定行為研修計画に記載すること。

ニ 特定行為研修の時間数

共通科目の各科目の時間数は、科目ごとに時間数を記載すること。また、科目ごとの講義、演習及び実習のそれぞれの時間数及び評価の時間数について記載すること。

区分別科目のうち講義又は演習の時間数は、当該科目ごとに時間数を記載するとともに、当該特定行為区分に含まれる特定行為に共通して学ぶべき事項に係る時間数及び当該特定行為ごとに学ぶべき事項に係る時間数を記載すること。また、当該科目ごとの講義又は演習のそれぞれの時間数及び評価の時間数について記載すること。

なお、指定研修機関において、共通科目の各科目及び区分別科目について統合又は分割する場合は、当該科目ごとに、講義、演習及び実習のそれぞれの時間数及び評価の時間数を記載すること。

ホ 特定行為研修（区分別科目）の実習

区分別科目の実習については、各科目ごとに必要とする症例数を記載すること。

ヘ 特定行為研修の指導者の氏名及び担当分野

指導者の担当分野は、共通科目の各科目又は区分別科目のうち担当するものを記載すること。

ト 通信による方法で行う特定行為研修

講義又は演習を通信による方法で行う場合は、通信による方法で行う科目ごとに、研修方法、添削指導の有無、指導補助者の有無を記載すること。また、指導補助者を配置する場合にあっては、その氏名、担当分野を記載すること。

チ 特定行為研修の協力施設

講義又は演習及び実習を協力施設と連携協力して行う場合は、協力施設の名称、協力施設が行う研修の内容及び期間、当該協力施設における特定行為研修の実施責任者並びに指導者の氏名及び担当分野を記載すること。

リ 特定行為研修の進度表

進度表は、効果的な研修となるよう、学習の順序を考慮されたものであること。

6. (2) ②に関連して、実習を行う協力施設は、病院、診療所、介護老人保健施設及び訪問看護ステーション等とし、受講者の所属施設等で実習を行うことも可能であること。また、特定行為研修の実施に関し必要な設備として、講義又は演習を通信による方法で行う場合は、通信による教育に必要な環境が整備されていること。さらに、指定研修機関は、医学教育用シミュレーター、医学教育用視聴覚教材等の教材を利用できる体制を整えていることが望ましいこと。

6. (2) ③に関連して、特定行為研修の責任者は、専任とし、職種は問わないこと。また、特定行為研修の責任者は、次に掲げる事項を行うこと。

- イ 指導者等と連携の上、特定行為研修計画の原案を取りまとめること。
- ロ 定期的に（必要に応じて随時）、受講者ごとに特定行為研修の目標の達成状況を把握、評価し、円滑かつ効果的な研修を行うことができるように、特定行為研修計画の調整を行うこと。
- ハ 特定行為研修管理委員会に対して、特定行為研修の実施状況、受講者ごとの履修状況等を報告すること。

6. (2) ④に関連して、「適切な指導体制を確保していること」とは、次のとおりであること。

- イ 指導者は、原則として、指導時間を十分に確保していること。また、指導者は、共通科目の各科目及び区分別科目ごとに適切な職種、人数が確保されていること。
- ロ 指導者は、特定行為研修を受けている看護師に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならないこと。具体的には以下のとおりとすること。
 - ・ 共通科目の各科目の指導者の中には、その研修の内容の特性に鑑み、少なくとも医師を含むこととし、その他の指導者も、医師、歯科医師、薬剤師又は看護師であること。
 - ・ 区分別科目の指導者には、その研修の内容の特性に鑑み、少なくとも医師を含むこととし、その他の指導者も、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者であること。
 - ・ 区分別科目の医師又は歯科医師の指導者は、臨床研修指導医又は臨床研修指導歯科医と同等以上の経験を有すること。

- ・ 看護師の指導者は、特定行為研修を修了した者又はこれに準ずる者であること。
 - ・ 指導者は、特定行為研修に必要な指導方法等に関する講習会を受講していることが望ましいこと。
- ハ 指導者は、適宜、受講者ごとの研修の進捗状況を把握、評価しなければならないこと。また、指導者は、担当する科目において、受講者に対する指導及び当該科目の評価を行い、受講者の履修状況を特定行為研修の責任者に報告すること。なお、受講者による指導者の評価についても、指導者の資質の向上に資すると考えられることから、実施することが望ましいこと。
- ニ 講義、演習又は実習を複数の施設で連携協力して特定行為研修を行う場合にあつては、講義、演習又は実習を指定研修機関と連携協力して行う施設において、特定行為研修の実施責任者を配置するとともに、円滑かつ効果的な指導が行われるよう、指定研修機関と当該施設との間で、指導方針の共有や関係者による定期的な会議の開催等の緊密な連携体制を確保すること。なお、訪問看護ステーションで実習を行う場合は、診療所の医師が指導者となる等の指導体制を確保すること。
- ホ 講義又は演習を通信による方法で行う場合は、大学通信教育設置基準第3条第1項及び第2項に定める次の方法に応じ、それぞれ次の点に留意して適切な指導体制を確保すること。
- ・ 印刷教材等による授業及び放送授業の方法により講義又は演習を実施する場合にあつては、添削等による指導を併せ行うものであること。
 - ・ メディアを利用する場合は、次のいずれかであること。
 - (イ) 同時かつ双方向に行われるものであつて、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（以下「教室等以外の場所」という。）において履修させるもの。
 - (ロ) 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において受講者に対面することにより、又は当該授業を行う指導者若しくは指導補助者が、当該授業の終了後、速やかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであつて、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの。
6. (2) ⑤に関連して、「医療に関する安全管理のための体制を確保していること」とは、次に掲げる事項を満たすものであること。

- イ 実習に係る医療に関する安全管理のための組織（実習を行う施設の管理者及び関係各部門の責任者等による構成とし、医師である指導者を含むこと。）を設置していること。
- ロ 実習に係る緊急時の対応に係る手順を記載した文書を作成していること。
- ハ 実習に係る患者からの苦情や相談を踏まえ、実習の方法や当該施設における医療安全の管理のための体制の見直しを行うために、実習に係る患者からの相談等に応じる体制を確保すること。

なお、訪問看護ステーション等の施設において実習を行う際に、訪問看護ステーション等が、医療安全の管理のための体制整備を独自に行うことが困難である場合には、地域の他の病院等と連携して体制を確保すること。

③ 特定行為研修管理委員会関係

6. (3) に関連して、特定行為研修管理委員会は、特定行為区分ごとの特定行為研修計画の作成、2以上の特定行為区分について特定行為研修を行う場合の特定行為研修計画の相互間の調整、受講者の履修状況の管理及び修了の際の評価等、特定行為研修の実施の統括管理を行うこと。

6. (3) ③に関連して、特定行為研修管理委員会には、指定研修機関及び指定研修機関が特定行為研修を行う協力施設に所属する者を除く医療関係者を少なくとも1名以上含めなければならないこと。なお、当該医療関係者として、医師、歯科医師、薬剤師及び看護師の全ての職種が含まなければならない趣旨ではないこと。

④ 変更の届出関係

6. (4) に関連して、指定研修機関変更届出書（様式2）は、当該指定研修機関の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出すること。

6. (4) ①に関連して、施設の名称及び所在地の変更の場合について、施設の移転、分割、統合等を伴う場合は、指定の取消し及び新規指定に該当する場合があるので留意すること。

6. (4) ②に関連して、特定行為区分について変更の届出が必要な場合としては、特定行為区分に係る特定行為研修の休止、廃止及び休止後の再開が該当すること。

6. (4) ③に関連して、実施する特定行為研修の内容の変更を届け出る場合にあつては、変更後の特定行為研修計画を指定研修機関変更届出書（様式2）に添えること。なお、指定研修機関が領域別パッケージ研修を実施する場合は、研修の内容の変更に該当すること。

また、6. (4) ⑦に関連して、特定行為研修の指導者及びその担当分野の変更を届け出るに当たり、指導者の所属や役職のみの変更の場合には届出は省略できること。

⑤ 変更の承認関係

6. (5) に関連して、特定行為区分変更申請書（様式3）には、新たな特定行為研修区分に係る特定行為研修の内容を含む特定行為研修計画を添えて、当該指定研修機関の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出すること。

なお、原則として、毎年2月及び8月に医道審議会を開催し、変更の承認について審議を行う予定であること。毎年2月に開催される医道審議会では、その年の前年6月1日から11月30日までに厚生労働省に提出された特定行為区分変更申請書について審議を行い、毎年8月に開催される医道審議会では、その年の前年12月1日からその年の5月31日までに厚生労働省に提出された特定行為区分変更申請書について審議を行うものであること。

⑥ 領域別パッケージ研修の実施関係

新たに指定研修機関の指定を受けようとする者が、領域別パッケージ研修を実施しようとする場合は、領域別パッケージ研修の実施について記載した指定申請書（様式1）を提出することにより、厚生労働大臣の認定の申請をすること。指定研修機関が新たに領域別パッケージ研修を実施しようとする場合は、領域別パッケージ研修の実施について記載した指定研修機関変更届出書（様式2）または特定行為区分変更申請書（様式3）を提出することにより、厚生労働大臣の認定の申請をすること。なお、6. (5) に関連し、指定研修機関が特定行為区分変更申請書（様式3）を提出する時点において、領域別パッケージ研修の実施を計画している場合は、様式3において領域別パッケージ研修の計画についても記載することにより、様式2の提出を省略しても差し支えないこと。

⑦ 年次報告関係

6. (6) に関連して、指定研修機関は、当該指定研修機関に関する年次報告書（様式4）を、当該指定研修機関の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出すること。なお、年次報告については指定を受けた当該年度内に特定行為研修を開始していない場合は、提出の必要はないこと。

⑧ 指定研修機関の指定の取消しの申請関係

6. (9) に関連して、指定研修機関は、指定の取消しを受けようとするときは、指定取消申請書（様式5）を、当該指定研修機関の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出すること。

⑨ 特定行為研修の修了関係

6. (10) に関連して、指定研修機関は、共通科目の各科目及び区分別科目ごとに別紙7の評価方法により、受講者が到達目標について達成したか否かの評価を行い、全ての科目について到達目標を達成しなければ、修了と認めてはならないこと。

指定研修機関は、特定行為研修修了証（様式6）の交付後1月以内に、特定行為研修を修了した看護師に関する報告書（様式7）を、当該指定研修機関の所

在在を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に提出すること。なお、指定研修機関が、6（10）①から④に掲げる事項のほか、特定行為研修に関して必要な事項を特定行為研修修了証に追加し記載することは差し支えないこと。

⑩ 特定行為研修指定研修機関指定証の交付関係

厚生労働大臣は、指定研修機関を指定した場合にあっては、当該指定を受けた指定研修機関に対して特定行為研修指定研修機関指定証を交付するものとする。

特定行為研修指定研修機関指定証の交付を受けた指定研修機関は、当該指定が取り消されたときは、当該特定行為研修指定研修機関指定証を当該指定研修機関の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに返還すること。

⑪ 事務の委託関係

指定研修機関における研修の管理・運営に係る事務を委託する場合は、当該事務を適切かつ円滑に遂行し得る能力のある者に委託しなければならないこと。また、この場合にあっては、指定研修機関又は指定研修機関の指定を受けようとする者は、委託の内容を記載した書面又は電磁的記録を作成し、委託の終了まで保存すること。

なお、6.（14）において地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出することとされているものについては、当該事務を委託した場合であっても、当該指定研修機関又は当該指定研修機関の指定を受けようとする者の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出すること。

7. 施行期日等

- (1) 特定行為研修省令は、平成27年10月1日から施行すること。ただし、指定研修機関の指定の申請に係る規定は、同年4月1日から施行すること。
- (2) なお、本制度については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第2条第4項の規定に基づき、その施行の状況等を勘案し、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第3 留意事項

- 1 特定行為以外の医行為と同様に、特定行為の実施に当たり、医師又は歯科医師が医行為を直接実施するか、どのような指示により看護師に診療の補助を行わせるかの判断は、患者の病状や看護師の能力を勘案し、医師又は歯科医師が行うものであること。
- 2 本制度は、従来の診療の補助の範囲を変更するものではなく、従前通り、看護師は、医師又は歯科医師の指示の下、特定行為に相当する診療の補助を行うことができるが、引き続き、これを適切に行うことができるよう、病院等の開設者等

は、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第5条の規定に基づき、看護師が自ら研修を受ける機会を確保できるようにするために必要な配慮等を講ずるよう努めること。また、看護師は、法第28条の2及び看護師等の人材確保の促進に関する法律第6条の規定に基づき、その能力の開発及び向上に努めること。

- 3 特定行為研修を修了した看護師は、実際に患者に対して特定行為を行う前に、当該特定行為を行う医療現場において、当該特定行為を安全に行うことができるよう、当該特定行為に係る知識及び技能に関して事前の確認を受けることが望ましいこと。

また、特定行為を行う医療現場においては、既存の医療に関する安全管理のための体制等も活用しつつ、特定行為の実施に関して以下を行うことが望ましいこと。

- (1) 特定行為の実施を開始する前に、使用する手順書の妥当性を検討すること。
- (2) 特定行為を実施した後に、定期的に手順書の妥当性の検証や特定行為の実施に係る症例検討等を行うこと。

- 4 特定行為を行う個々の医療現場においては、当該看護師が特定行為研修の修了者であることが、患者、家族、医療関係者等にわかるよう配慮すること。

特定行為

(注)「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替えるものとする。

特定行為	特定行為の概要
経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	医師の指示の下、手順書により、身体所見（呼吸音、一回換気量、胸郭の上がり等）及び検査結果（経皮的動脈血酸素飽和度（SpO ₂ ）、レントゲン所見等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、適切な部位に位置するように、経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの深さの調整を行う。
侵襲的陽圧換気の設定の変更	医師の指示の下、手順書により、身体所見（人工呼吸器との同調、一回換気量、意識レベル等）及び検査結果（動脈血液ガス分析、経皮的動脈血酸素飽和度（SpO ₂ ）等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、酸素濃度や換気様式、呼吸回数、一回換気量等の人工呼吸器の設定条件を変更する。
非侵襲的陽圧換気の設定の変更	医師の指示の下、手順書により、身体所見（呼吸状態、気道の分泌物の量、努力呼吸の有無、意識レベル等）及び検査結果（動脈血液ガス分析、経皮的動脈血酸素飽和度（SpO ₂ ）等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、非侵襲的陽圧換気療法（NPPV）の設定条件を変更する。
人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	医師の指示の下、手順書により、身体所見（睡眠や覚醒のリズム、呼吸状態、人工呼吸器との同調等）及び検査結果（動脈血液ガス分析、経皮的動脈血酸素飽和度（SpO ₂ ）等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、鎮静薬の投与量の調整を行う。
人工呼吸器からの離脱	医師の指示の下、手順書により、身体所見（呼吸状態、一回換気量、努力呼吸の有無、意識レベル等）、検査結果（動脈血液ガス分析、経皮的動脈血酸素飽和度（SpO ₂ ）等）及び血行動態等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、人工呼吸器からの離脱（ウィーニング）を行う。

気管カニューレの交換	医師の指示の下、手順書により、気管カニューレの状態（カニューレ内の分泌物の貯留、内腔の狭窄の有無等）、身体所見（呼吸状態等）及び検査結果（経皮的動脈血酸素飽和度（SpO ₂ ）等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、留置されている気管カニューレの交換を行う。
一時的ペースメーカーの操作及び管理	医師の指示の下、手順書により、身体所見（血圧、自脈とペースティングとの調和、動悸の有無、めまい、呼吸困難感等）及び検査結果（心電図モニター所見等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、ペースメーカーの操作及び管理を行う。
一時的ペースメーカーリードの抜去	医師の指示の下、手順書により、身体所見（血圧、自脈とペースティングとの調和、動悸の有無、めまい、呼吸困難感等）及び検査結果（心電図モニター所見等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、経静脈的に挿入され右心室内に留置されているリードを抜去する。抜去部は、縫合、結紮閉鎖又は閉塞性ドレッシング剤の貼付を行う。縫合糸で固定されている場合は抜糸を行う。
経皮的心肺補助装置の操作及び管理	医師の指示の下、手順書により、身体所見（挿入部の状態、末梢冷感の有無、尿量等）、血行動態（収縮期圧、肺動脈楔入圧（PCWP）、心係数（CI）、混合静脈血酸素飽和度（SvO ₂ ）、中心静脈圧（CVP）等）及び検査結果（活性化凝固時間（ACT）等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、経皮的な心肺補助装置（PCPS）の操作及び管理を行う。
大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整	医師の指示の下、手順書により、身体所見（胸部症状、呼吸困難感の有無、尿量等）及び血行動態（血圧、肺動脈楔入圧（PCWP）、混合静脈血酸素飽和度（SvO ₂ ）、心係数（CI）等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、大動脈内バルーンパンピング（IABP）離脱のための補助の頻度の調整を行う。
心嚢ドレーンの抜去	医師の指示の下、手順書により、身体所見（排液の性状や量、挿入部の状態、心タンポナーデ症状の有無等）及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、手術後の出血等の確認や液体等の貯留を予防するために挿入されている状況又は患者の病態が長期にわたって管理され安定している状況において、心嚢部へ挿入・留置されているドレーンを抜去する。抜去部は、縫合、結紮閉鎖又は閉塞

	性ドレッシング剤の貼付を行う。縫合糸で固定されている場合は抜糸を行う。
低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更	医師の指示の下、手順書により、身体所見（呼吸状態、エアリークの有無、排液の性状や量等）及び検査結果（レントゲン所見等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、吸引圧の設定及びその変更を行う。
胸腔ドレーンの抜去	医師の指示の下、手順書により、身体所見（呼吸状態、エアリークの有無、排液の性状や量、挿入部の状態等）及び検査結果（レントゲン所見等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、手術後の出血等の確認や液体等の貯留を予防するために挿入されている状況又は患者の病態が長期にわたって管理され安定している状況において、胸腔内に挿入・留置されているドレーンを、患者の呼吸を誘導しながら抜去する。抜去部は、縫合又は結紮閉鎖する。縫合糸で固定されている場合は抜糸を行う。
腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。）	医師の指示の下、手順書により、身体所見（排液の性状や量、腹痛の程度、挿入部の状態等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、腹腔内に挿入・留置されているドレーン又は穿刺針を抜去する。抜去部は、縫合、結紮閉鎖又は閉塞性ドレッシング剤の貼付を行う。縫合糸で固定されている場合は抜糸を行う。
胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	医師の指示の下、手順書により、身体所見（ろう孔の破たんの有無、接着部や周囲の皮膚の状態、発熱の有無等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換を行う。
膀胱ろうカテーテルの交換	医師の指示の下、手順書により、身体所見（ろう孔の破たんの有無、接着部や周囲の皮膚の状態、発熱の有無等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、膀胱ろうカテーテルの交換を行う。
中心静脈カテーテルの抜去	医師の指示の下、手順書により、身体所見（発熱の有無、食事摂取量等）及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、中心静脈に挿入されているカテーテルを引き抜き、止血するとともに、全長が抜去されたことを確認する。抜去部は、縫合、結紮閉鎖又は閉塞性ドレッシング剤の貼付を行う。縫合糸で固定されている場合は抜糸を行う。

末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	医師の指示の下、手順書により、身体所見（末梢血管の状態に基づく末梢静脈点滴実施の困難さ、食事摂取量等）及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、超音波検査において ^カ 穿刺静脈を選択し、経皮的に肘静脈又は上腕静脈を ^カ 穿刺し、末梢留置型中心静脈注射用カテーテル（PICC）を挿入する。
褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	医師の指示の下、手順書により、身体所見（血流のない壊死組織の範囲、肉芽の形成状態、膿や滲出液の有無、褥瘡部周囲の皮膚の発赤の程度、感染徴候の有無等）、検査結果及び使用中の薬剤等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、鎮痛が担保された状況において、血流のない遊離した壊死組織を滅菌ハサミ（剪刀）、滅菌鑷子等で取り除き、創洗浄、注射針を用いた ^カ 穿刺による排膿等を行う。出血があった場合は圧迫止血や双極性凝固器による止血処置を行う。
創傷に対する陰圧閉鎖療法	医師の指示の下、手順書により、身体所見（創部の深さ、創部の分泌物、壊死組織の有無、発赤、腫脹、疼痛等）、血液検査結果及び使用中の薬剤等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、創面全体を被覆剤で密封し、ドレナージ管を接続し吸引装置の陰圧の設定、モード（連続、間欠吸引）選択を行う。
創部ドレーンの抜去	医師の指示の下、手順書により、身体所見（排液の性状や量、挿入部の状態、発熱の有無等）及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、創部に挿入・留置されているドレーンを抜去する。抜去部は開放、ガーゼドレナージ又は閉塞性ドレッシング剤の貼付を行う。縫合糸で固定されている場合は抜糸を行う。
直接動脈 ^カ 穿刺法による採血	医師の指示の下、手順書により、身体所見（呼吸状態、努力呼吸の有無等）及び検査結果（経皮的動脈血酸素飽和度（SpO ₂ ）等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、経皮的に ^カ 橈骨動脈、上腕動脈、大腿動脈等を ^カ 穿刺し、動脈血を採取した後、針を抜き圧迫止血を行う。
橈骨動脈ラインの確保	医師の指示の下、手順書により、身体所見（呼吸状態、努力呼吸の有無、チアノーゼ等）及び検査結果（動脈血液ガス分析、経皮的動脈血酸素飽和度（SpO ₂ ）等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、経皮的に ^カ 橈骨動脈から ^カ 穿刺し、内套針に動脈血の逆流を確認後に針を進め、最終的に外套のカニューレのみを動脈内に押し進め留置する。

急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理	医師の指示の下、手順書により、身体所見（血圧、体重の変化、心電図モニター所見等）、検査結果（動脈血液ガス分析、血中尿素窒素（BUN）、カリウム値等）及び循環動態等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過装置の操作及び管理を行う。
持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	医師の指示の下、手順書により、身体所見（食事摂取量、栄養状態等）及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整を行う。
脱水症状に対する輸液による補正	医師の指示の下、手順書により、身体所見（食事摂取量、皮膚の乾燥の程度、排尿回数、発熱の有無、口渇や倦怠感の程度等）及び検査結果（電解質等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、輸液による補正を行う。
感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与	医師の指示の下、手順書により、身体所見（尿混濁の有無、発熱の程度等）及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、感染徴候時の薬剤を投与する。
インスリンの投与量の調整	医師の指示の下、手順書（スライディングスケールは除く）により、身体所見（口渇、冷汗の程度、食事摂取量等）及び検査結果（血糖値等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、インスリンの投与量の調整を行う。
硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	医師の指示の下、手順書により、身体所見（疼痛の程度、嘔気や呼吸困難感の有無、血圧等）、術後経過（安静度の拡大等）及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、硬膜外カテーテルからの鎮痛剤の投与及び投与量の調整を行う（患者自己調節鎮痛法（PCA）を除く）。
持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	医師の指示の下、手順書により、身体所見（動悸の有無、尿量、血圧等）、血行動態及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中のカテコラミン（注射薬）の投与量の調整を行う。
持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整	医師の指示の下、手順書により、身体所見（口渇や倦怠感の程度、不整脈の有無、尿量等）及び検査結果（電解質、酸塩基平衡等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロール（注射薬）の投与量の調整を行う。

持続点滴中の降圧剤の投与量の調整	医師の指示の下、手順書により、身体所見（意識レベル、尿量の変化、血圧等）及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中の降圧剤（注射薬）の投与量の調整を行う。
持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	医師の指示の下、手順書により、身体所見（食事摂取量、栄養状態、尿量、水分摂取量、不感蒸泄等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中の糖質輸液、電解質輸液の投与量の調整を行う。
持続点滴中の利尿剤の投与量の調整	医師の指示の下、手順書により、身体所見（口渇、血圧、尿量、水分摂取量、不感蒸泄等）及び検査結果（電解質等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中の利尿剤（注射薬）の投与量の調整を行う。
抗けいれん剤の臨時の投与	医師の指示の下、手順書により、身体所見（発熱の程度、頭痛や嘔吐の有無、発作の様子等）及び既往の有無等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、抗けいれん剤を投与する。
抗精神病薬の臨時の投与	医師の指示の下、手順書により、身体所見（興奮状態の程度や継続時間、せん妄の有無等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、抗精神病薬を投与する。
抗不安薬の臨時の投与	医師の指示の下、手順書により、身体所見（不安の程度や継続時間等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、抗不安薬を投与する。
抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整	医師の指示の下、手順書により、身体所見（ ^刺 刺部位の皮膚の発赤や腫脹の程度、 ^痛 疼痛の有無等）及び漏出した薬剤の量等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、副腎皮質ステロイド薬（注射薬）の局所注射及び投与量の調整を行う。

特定行為区分

特定行為区分の名称	特定行為
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの） 関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
	人工呼吸器からの離脱
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの） 関連	気管カニューレの交換
循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理
	一時的ペースメーカーリードの抜去
	経皮的心肺補助装置の操作及び管理
	大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整
心嚢 ^{のう} ドレーン管理関連	心嚢 ^{のう} ドレーンの抜去
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更
	胸腔ドレーンの抜去
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。）
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
	膀胱ろうカテーテルの交換
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	中心静脈カテーテルの抜去
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
創傷管理関連	褥瘡 ^{じよく} 又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
	創傷に対する陰圧閉鎖療法
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
動脈血液ガス分析関連	直接動脈 ^{きん} 穿刺法による採血
	橈骨動脈 ^{じょう} ラインの確保

透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	脱水症状に対する輸液による補正
感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時の投与
	抗精神病薬の臨時の投与
	抗不安薬の臨時の投与
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整

共通科目の内容

科目	学ぶべき事項	時間
臨床病態生理学	臨床解剖学、臨床病理学、臨床生理学を学ぶ 1. 臨床解剖学 2. 臨床病理学 3. 臨床生理学	30
臨床推論	臨床診断学、臨床検査学、症候学、臨床疫学を学ぶ 1. 診療のプロセス 2. 臨床推論（症候学を含む）の理論と演習 3. 医療面接の理論と演習・実習 4. 各種臨床検査の理論と演習 心電図/血液検査/尿検査/病理検査/微生物学検査/生理機能検査/その他の検査 5. 画像検査の理論と演習 放射線の影響/単純エックス線検査/超音波検査/CT・MRI/その他の画像検査 6. 臨床疫学の理論と演習	45
フィジカルアセスメント	身体診察・診断学（演習含む）を学ぶ 1. 身体診察基本手技の理論と演習・実習 2. 部位別身体診察手技と所見の理論と演習・実習 全身状態とバイタルサイン/頭頸部/胸部/腹部/四肢・脊柱/泌尿・生殖器/乳房・リンパ節/神経系 3. 身体診察の年齢による変化 小児/高齢者 4. 状況に応じた身体診察 救急医療/在宅医療	45
臨床薬理学	薬剤学、薬理学を学ぶ 1. 薬物動態の理論と演習 2. 主要薬物の薬理作用・副作用の理論と演習 3. 主要薬物の相互作用の理論と演習 4. 主要薬物の安全管理と処方の理論と演習 ※年齢による特性（小児/高齢者）を含む	45

疾病・臨床病態 概論	<p>主要疾患の臨床診断・治療を学ぶ</p> <p>主要疾患の病態と臨床診断・治療の概論</p> <p>循環器系/呼吸器系/消化器系/腎泌尿器系/内分泌・代謝系/免疫・膠原病系/血液・リンパ系/神経系/小児科/産婦人科/精神系/運動器系/感覚器系/感染症/その他</p>	30
	<p>状況に応じた臨床診断・治療を学ぶ</p> <p>1. 救急医療の臨床診断・治療の特性と演習</p> <p>2. 在宅医療の臨床診断・治療の特性と演習</p>	10
医療安全学	<p>特定行為の実践におけるアセスメント、仮説検証、意思決定、検査・診断過程（理論、演習・実習）を学ぶ中で以下の内容を統合して学ぶ</p> <p>1. 特定行為実践に関連する医療倫理、医療管理、医療安全、ケアの質保証（Quality Care Assurance）を学ぶ</p> <p>①医療倫理</p> <p>②医療管理</p> <p>③医療安全</p> <p>④ケアの質保証</p> <p>2. 特定行為研修を修了した看護師のチーム医療における役割発揮のための多職種協働実践（Inter Professional Work（IPW））（他職種との事例検討等の演習を含む）を学ぶ</p>	45
特定行為実践	<p>①チーム医療の理論と演習</p> <p>②チーム医療の事例検討</p> <p>③コンサルテーションの方法</p> <p>④多職種協働の課題</p> <p>3. 特定行為実践のための関連法規、意思決定支援を学ぶ</p> <p>①特定行為関連法規</p> <p>②特定行為実践に関連する患者への説明と意思決定支援の理論と演習</p> <p>4. 根拠に基づいて手順書を医師、歯科医師等とともに作成し、実践後、手順書を評価し、見直すプロセスについて学ぶ</p> <p>①手順書の位置づけ</p> <p>②手順書の作成演習</p> <p>③手順書の評価と改良</p>	
計		250

区分別科目の内容

区分別 科目名	時間 (計)	特定行為 名	特定行為区分に含まれる特定行為 に共通して学ぶべき事項		特定行為ごとに学ぶべき事項	
			内容	時間	内容	時間
呼吸器 (気道 確保に 係るも の) 関 連	9	経口用気 管チュ ーブ又 は経鼻 用気管 チュ ーブの 位置の 調整	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気道確保に関する局所解剖 2. 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整に関する病態生理 3. 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整に関するフィジカルアセスメント 4. 経口又は経鼻気管挿管の目的 5. 経口又は経鼻気管挿管の適応と禁忌 6. 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの種類と適応 7. 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブによる呼吸管理 8. バックバルブマスク(BVM)を用いた用手換気 	4	<ol style="list-style-type: none"> 1. 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整の目的 2. 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整の適応と禁忌 3. 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整に伴うリスク(有害事象とその対策等) 4. 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整の手技 	5
呼吸器 (人工 呼吸療 法に係 るもの) 関連	29	侵襲的陽 圧換気 の設定の 変更	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人工呼吸療法の目的 2. 人工呼吸療法の適応と禁忌 3. 人工呼吸療法に関する局所解剖 4. 人工呼吸療法を要する主要疾患の病態生理 5. 人工呼吸療法を要する主要疾患のフィジカルア 	5	<ol style="list-style-type: none"> 1. 侵襲的陽圧換気の設定の目的 2. 侵襲的陽圧換気の設定条件の変更の適応と禁忌 3. 侵襲的陽圧換気の設定条件の変更に伴うリスク(有害事象とその対策等) 	6

		セサメント 6. 人工呼吸器管理の適応と禁忌 7. 人工呼吸器のメカニズム・種類・構造	4. 侵襲的陽圧換気の選択と適応 5. 侵襲的陽圧換気の設定条件の変更方法	
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更		1. 非侵襲的陽圧換気の目的 2. 非侵襲的陽圧換気の適応と禁忌 3. 非侵襲的陽圧換気の設定条件の変更に伴うリスク(有害事象とその対策等) 4. 非侵襲的陽圧換気の設定条件の選択 5. 非侵襲的陽圧換気の設定条件の変更方法	6
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整		1. 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静の目的 2. 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静の適応と禁忌 3. 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静に伴うリスク(有害事象とその対策等) 4. 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の選択と投与量 5. 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静の方法	6
	人工呼吸器からの離脱		1. 人工呼吸器からの離脱の目的 2. 人工呼吸器からの離脱の適応と禁忌 3. 人工呼吸器からの離脱に伴うリスク(有害事象と	6

					その対策等) 4. 人工呼吸器からの離脱の方法	
呼吸器 (長期呼吸療法に係るもの) 関連	8	気管カニューレの交換	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気管切開に関する局所解剖 2. 気管切開を要する主要疾患の病態生理 3. 気管切開を要する主要疾患のフィジカルアセスメント 4. 気管切開の目的 5. 気管切開の適応と禁忌 6. 気管切開に伴うリスク(有害事象とその対策等) 	4	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気管カニューレの適応と禁忌 2. 気管カニューレの構造と選択 3. 気管カニューレの交換の手技 4. 気管カニューレの交換の困難例の種類とその対応 	4
循環器 関連	20	一時的ペースメーカの操作及び管理	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一時的ペースメーカ、経皮的心肺補助装置、大動脈内バルーンパンピングに関する局所解剖 2. 一時的ペースメーカ、経皮的心肺補助装置、大動脈内バルーンパンピングを要する主要疾患の病態生理 3. 一時的ペースメーカ、経皮的心肺補助装置、大動脈内バルーンパンピングを要する主要疾患のフィジカルアセスメント 	4	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一時的ペースメーカの目的 2. 一時的ペースメーカの適応と禁忌 3. 一時的ペースメーカに伴うリスク(有害事象とその対策等) 4. ペーシング器機の種類とメカニズム 5. ペースメーカのモードの選択と適応 6. 一時的ペースメーカの操作及び管理方法 7. 患者・家族への指導及び教育 	4
		一時的ペースメーカリードの抜去	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一時的ペースメーカリードの抜去の目的 2. 一時的ペースメーカリードの抜去の適応と禁忌 3. 一時的ペースメーカリードの抜去に伴うリスク(有害事象とその対策等) 4. 一時的ペースメーカリードの抜去の方法 		4	

		経皮的心肺補助装置の操作及び管理			<ol style="list-style-type: none"> 1. 経皮的な心肺補助装置の目的 2. 経皮的な心肺補助装置の適応と禁忌 3. 経皮的な心肺補助装置とそのリスク(有害事象とその対策等) 4. 経皮的な心肺補助装置のメカニズム 5. 経皮的な心肺補助装置の操作及び管理の方法 	4
		大動脈内バルーンポンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整			<ol style="list-style-type: none"> 1. 大動脈内バルーンポンピングの目的 2. 大動脈内バルーンポンピングの適応と禁忌 3. 大動脈内バルーンポンピングに伴うリスク(有害事象とその対策等) 4. 大動脈内バルーンポンピングの操作及び管理の方法 5. 大動脈内バルーンポンピングからの離脱のための補助の頻度の調整の適応と禁忌 6. 大動脈内バルーンポンピングからの離脱のための補助の頻度の調整に伴うリスク(有害事象とその対策等) 7. 大動脈内バルーンポンピングからの離脱の操作及び管理の方法 	4
心嚢ドレーン管理関連	8	心嚢ドレーンの抜去	<ol style="list-style-type: none"> 1. 心嚢ドレナージに関する局所解剖 2. 心嚢ドレナージを要する主要疾患の病態生理 3. 心嚢ドレナージを要する 	4	<ol style="list-style-type: none"> 1. 心嚢ドレーンの抜去の適応と禁忌 2. 心嚢ドレーンの抜去に伴うリスク(有害事象とその対策等) 	4

			主要疾患のフィジカルアセスメント 4. 心嚢 ^{のう} ドレナージの目的 5. 心嚢 ^{のう} ドレナージの適応と禁忌 6. 心嚢 ^{のう} ドレナージに伴うリスク(有害事象とその対策等)		3. 心嚢 ^{のう} ドレーンの抜去の方法と手技	
胸腔ドレーン管理関連	13	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更	1. 胸腔ドレナージに関する局所解剖 2. 胸腔ドレナージを要する主要疾患の病態生理 3. 胸腔ドレナージを要する主要疾患のフィジカルアセスメント 4. 胸腔ドレナージの目的 5. 胸腔ドレナージの適応と禁忌 6. 胸腔ドレナージに伴うリスク(有害事象とその対策等)	5	1. 低圧胸腔内持続吸引の適応と禁忌 2. 低圧胸腔内持続吸引に伴うリスク(有害事象とその対策等) 3. 低圧胸腔内持続吸引器のメカニズムと構造 4. 低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更方法	4
		胸腔ドレーンの抜去			1. 胸腔ドレーンの抜去の適応と禁忌 2. 胸腔ドレーンの抜去に伴うリスク(有害事象とその対策等) 3. 胸腔ドレーンの抜去の方法と手技	4
腹腔ドレーン管理関連	8	腹腔ドレーンの抜去(腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。)	1. 腹腔ドレナージに関する局所解剖 2. 腹腔ドレナージを要する主要疾患の病態生理 3. 腹腔ドレナージを要する主要疾患のフィジカルアセスメント 4. 腹腔ドレナージの目的 5. 腹腔ドレナージの適応と禁忌 6. 腹腔ドレナージに伴うリスク(有害事象とその対策等)	4	1. 腹腔ドレーンの抜去の適応と禁忌 2. 腹腔ドレーンの抜去に伴うリスク(有害事象とその対策等) 3. 腹腔ドレーンの抜去の方法と手技	4

ろう孔 管理関 連	22	胃ろうカテ ーテル若 しくは腸ろ うカテー テル又は胃 ろうボタン の交換	<ol style="list-style-type: none"> 1. 胃ろう、腸ろう及び膀胱ろ うに関する局所解剖 2. 胃ろう、腸ろう及び膀胱ろ うを要する主要疾患の病 態生理 3. 胃ろう、腸ろう及び膀胱ろ うを要する主要疾患のフィ ジカルアセスメント 4. カテーテル留置と患者の QOL 5. カテーテルの感染管理 6. カテーテル留置に必要 なスキンケア 	10	<ol style="list-style-type: none"> 1. 胃ろう及び腸ろうの目的 2. 胃ろう及び腸ろうの適応 と禁忌 3. 胃ろう及び腸ろうに伴うリ スク(有害事象とその対策 等) 4. 栄養に関する評価 5. 胃ろう造設の意思決定ガ イドライン 6. 胃ろう及び腸ろう造設術 の種類 7. 胃ろう、腸ろうカテーテル 及び胃ろうボタンの種類と 特徴 8. 胃ろう、腸ろうカテーテル 及び胃ろうボタンの交換 の時期 9. 胃ろう、腸ろうカテーテル 及び胃ろうボタンの交換 の方法 	6
		膀胱ろうカ テーテル の交換	<ol style="list-style-type: none"> 1. 膀胱ろうの目的 2. 膀胱ろうの適応と禁忌 3. 膀胱ろうに伴うリスク(有 害事象とその対策等) 4. 膀胱ろう造設術 5. 膀胱ろうカテーテルの種 類と特徴 6. 膀胱ろうカテーテルの交 換の時期 7. 膀胱ろうカテーテルの交 換の方法 	6		
栄養に 係るカ テーテ ル管理 (中心 静脈カ テーテ	7	中心静脈 カテーテ ルの抜去	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中心静脈カテーテルに 関する局所解剖 2. 中心静脈カテーテルを 要する主要疾患の病態生 理 3. 中心静脈カテーテルを 要する主要疾患のフィジ 	3	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中心静脈カテーテルの 抜去の適応と禁忌 2. 中心静脈カテーテルの 抜去に伴うリスク(有害事 象とその対策等) 3. 中心静脈カテーテルの 抜去の方法と手技 	4

ル 管 理) 関 連			カルアセスメント 4. 中心静脈カテーテルの 目的 5. 中心静脈カテーテルの 適応と禁忌 6. 中心静脈カテーテルに 伴うリスク(有害事象とそ の対策等)			
栄養に 係るカ テーテ ル管理 (末梢 留置型 中心静 脈注射 用カテ ーテル 管理) 関連	8	末梢留置 型中心静 脈注射用 カテーテ ルの挿入	1. 末梢留置型中心静脈注 射用カテーテルに関する 局所解剖 2. 末梢留置型中心静脈注 射用カテーテルを要する 主要疾患の病態生理 3. 末梢留置型中心静脈注 射用カテーテルを要する 主要疾患のフィジカルア セスメント 4. 末梢留置型中心静脈注 射用カテーテルの目的 5. 末梢留置型中心静脈注 射用カテーテルの適応と 禁忌 6. 末梢留置型中心静脈注 射用カテーテルに伴うリス ク(有害事象とその対策 等)	3	1. 末梢留置型中心静脈注 射用カテーテルの挿入の 適応と禁忌 2. 末梢留置型中心静脈注 射用カテーテルの挿入に 伴うリスク(有害事象とそ の対策等) 3. 末梢留置型中心静脈注 射用カテーテルの挿入の 方法と手技	5
創傷管 理関連	34	褥瘡 ^{じよくそう} 又は 慢性創傷 の治療に おける血 流のない 壊死組織 の除去	1. 皮膚、皮下組織(骨を含 む)に関する局所解剖 2. 主要な基礎疾患の管理 3. 全身・局所のフィジカル アセスメント 4. 慢性創傷の種類と病態 5. 褥瘡 ^{じよくそう} の分類、アセスメント ・評価 6. 治療のアセスメントとモニ タリング(創傷治療過程、 TIME 理論等)	12	1. 褥瘡 ^{じよくそう} 及び慢性創傷の治 療における血流のない壊 死組織の除去の目的 2. 褥瘡 ^{じよくそう} 及び慢性創傷の治 療における血流のない壊 死組織の除去の適応と禁 忌 3. 褥瘡 ^{じよくそう} 及び慢性創傷の治 療における血流のない壊 死組織の除去に伴うリス ク(有害事象とその対策等)	14

		<ul style="list-style-type: none"> 7. リスクアセスメント 8. 褥瘡^{じよくそう}及び創傷治癒と栄養管理 9. 褥瘡^{じよくそう}及び創傷治癒と体圧分散 10. 褥瘡^{じよくそう}及び創傷治癒と排泄管理 11. DESIGN - R に基づいた治療指針 12. 褥瘡^{じよくそう}及び創傷の診療のアルゴリズム 13. 感染のアセスメント 14. 褥瘡^{じよくそう}の治癒のステージ別局所療法 	<ul style="list-style-type: none"> 4. DESING-R に準拠した壊死組織の除去の判断 5. 全身状態の評価と除去の適性判断(タンパク量、感染リスク等) 6. 壊死組織と健常組織の境界判断 7. 褥瘡^{じよくそう}及び慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去の方法 8. 褥瘡^{じよくそう}及び慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去に伴う出血の止血方法 			
		<ul style="list-style-type: none"> 15. 下肢創傷のアセスメント 16. 下肢創傷の病態別治療 17. 創部哆開創のアセスメントと治療 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 創傷に対する陰圧閉鎖療法の種類と目的 2. 創傷に対する陰圧閉鎖療法の適応と禁忌 3. 創傷に対する陰圧閉鎖療法に伴うリスク(有害事象とその対策等) 4. 物理的療法の原理 5. 創傷に対する陰圧閉鎖療法の方法 6. 創傷に対する陰圧閉鎖療法に伴う出血の止血方法 	8		
創部ドレ ン管理関 連	5	創部ドレ ンの抜 去	<ul style="list-style-type: none"> 1. 創部ドレナージに関する局所解剖 2. 創部ドレナージを要する主要疾患の病態生理 3. 創部ドレナージを要する主要疾患のフィジカルアセスメント 4. 創部ドレナージの目的 5. 創部ドレナージの適応と禁忌 6. 創部ドレナージに伴うリス 	2	<ul style="list-style-type: none"> 1. 創部ドレナの抜去の適応と禁忌 2. 創部ドレナの抜去に伴うリスク(有害事象とその対策等) 3. 創部ドレナの抜去の方法と手技 	3

			ク(有害事象とその対策等)			
動脈血液ガス分析関連	13	直接動脈穿刺法による採血	<ol style="list-style-type: none"> 1. 動脈穿刺法に関する局所解剖 2. 動脈穿刺法に関するフィジカルアセスメント 3. 超音波検査による動脈と静脈の見分け方 4. 動脈血採取が必要となる検査 5. 動脈血液ガス分析が必要となる主要疾患とその病態 	5	<ol style="list-style-type: none"> 1. 直接動脈穿刺法による採血の目的 2. 直接動脈穿刺法による採血の適応と禁忌 3. 穿刺部位と穿刺に伴うリスク(有害事象とその対策等) 4. 患者に適した穿刺部位の選択 5. 直接動脈穿刺法による採血の手技 	4
		橈骨動脈ラインの確保			<ol style="list-style-type: none"> 1. 動脈ラインの確保の目的 2. 動脈ラインの確保の適応と禁忌 3. 穿刺部位と穿刺及び留置に伴うリスク(有害事象とその対策等) 4. 患者に適した穿刺及び留置部位の選択 5. 橈骨動脈ラインの確保の手技 	4
透析管理関連	11	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理	<ol style="list-style-type: none"> 1. 血液透析器及び血液透析濾過器のメカニズムと種類、構造 2. 血液透析及び血液透析濾過の方法の選択と適応 3. 血液透析器及び血液透析濾過器の操作及び管理の方法 	4	<ol style="list-style-type: none"> 1. 急性血液浄化療法に関する局所解剖 2. 急性血液浄化療法を要する主要疾患の病態生理 3. 急性血液浄化療法を要する主要疾患のフィジカルアセスメント 4. 急性血液浄化療法における透析の目的 5. 急性血液浄化療法に係る透析の適応と禁忌 6. 急性血液浄化療法に伴うリスク(有害事象とその対策等) 	7

栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	16	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	<ol style="list-style-type: none"> 1. 循環動態に関する局所解剖 2. 循環動態に関する主要症候 3. 脱水や低栄養状態に関する主要症候 4. 輸液療法の目的と種類 5. 病態に応じた輸液療法の適応と禁忌 6. 輸液時に必要な検査 7. 輸液療法の計画 	6	<ol style="list-style-type: none"> 1. 低栄養状態に関する局所解剖 2. 低栄養状態の原因と病態生理 3. 低栄養状態に関するフィジカルアセスメント 4. 低栄養状態に関する検査 5. 高カロリー輸液の種類と臨床薬理 6. 高カロリー輸液の適応と使用方法 7. 高カロリー輸液の副作用と評価 8. 高カロリー輸液の判断基準(ペーパーシミュレーションを含む) 9. 低栄養状態の判断と高カロリー輸液のリスク(有害事象とその対策等) 10. 高カロリー輸液に関する栄養学 	5
		脱水症状に対する輸液による補正	<ol style="list-style-type: none"> 1. 脱水症状に関する局所解剖 2. 脱水症状の原因と病態生理 3. 脱水症状に関するフィジカルアセスメント 4. 脱水症状に関する検査 5. 脱水症状に対する輸液による補正に必要な輸液の種類と臨床薬理 6. 脱水症状に対する輸液による補正の適応と使用方法 7. 脱水症状に対する輸液による補正の副作用 8. 脱水症状に対する輸液 		5	

					による補正の判断基準(ペーパーシミュレーションを含む) 9. 脱水症状の程度の判断と輸液による補正のリスク(有害事象とその対策等)	
感染に係る薬剤投与関連	29	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与	<ol style="list-style-type: none"> 1. 感染症の病態生理 2. 感染症の主要症候と主要疾患 3. 感染症の診断方法 4. 主要感染症の診断方法 5. 主要疾患のフィジカルアセスメント 	15	<ol style="list-style-type: none"> 1. 抗生剤の種類と臨床薬理 2. 各種抗生剤の適応と使用方法 3. 各種抗生剤の副作用 4. 感染徴候がある者に対し使用するその他の薬剤の種類と臨床薬理 5. 感染徴候がある者に対し使用するその他の各種薬剤の適応と使用方法 6. 感染徴候がある者に対し使用するその他の各種薬剤の副作用 7. 病態に応じた感染徴候がある者に対する薬剤投与の判断基準(ペーパーシミュレーションを含む) 8. 感染徴候がある者に対する薬剤投与のリスク(有害事象とその対策等) 	14
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	16	インスリンの投与量の調整	<ol style="list-style-type: none"> 1. 糖尿病とインスリン療法に関する局所解剖 2. 糖尿病とインスリン療法に関する病態生理 3. 糖尿病とインスリン療法に関するフィジカルアセスメント 4. インスリン療法の目的 5. 糖尿病とインスリン療法に関する検査(インスリン療法の導入基準を含む) 	6	<ol style="list-style-type: none"> 1. 病態に応じたインスリン製剤の調整の判断基準(ペーパーシミュレーションを含む) 2. 病態に応じたインスリンの投与量の調整のリスク(有害事象とその対策等) 3. 外来でのインスリン療法と入院の適応 4. インスリン療法に関する患者への説明 	10

			6. インスリン製剤の種類と臨床薬理 7. 各種インスリン製剤の適応と使用方法 8. 各種インスリン製剤の副作用			
術後疼痛管理関連	8	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	1. 硬膜外麻酔に関する局所解剖 2. 硬膜外麻酔を要する主要疾患の病態生理 3. 硬膜外麻酔を要する主要疾患のフィジカルアセスメント 4. 硬膜外麻酔の目的 5. 硬膜外麻酔の適応と禁忌 6. 硬膜外麻酔に伴うリスク(有害事象とその対策等)	4	1. 硬膜外麻酔薬の選択と投与量 2. 硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整の方法	4
循環動態に係る薬剤投与関連	28	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	1. 循環動態に関する局所解剖 2. 循環動態に関する主要症候 3. 循環動態の薬物療法を必要とする主要疾患の病態生理 4. 循環動態の薬物療法を必要とする主要疾患のフィジカルアセスメント 5. 輸液療法の目的と種類 6. 病態に応じた輸液療法の適応と禁忌 7. 輸液時に必要な検査 8. 輸液療法の計画	8	1. カテコラミン製剤の種類と臨床薬理 2. 各種カテコラミン製剤の適応と使用方法 3. 各種カテコラミン製剤の副作用 4. 病態に応じたカテコラミンの投与量の調整の判断基準(ペーパーシミュレーションを含む) 5. 持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整のリスク(有害事象とその対策等)	4
		持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量	1. 持続点滴によるナトリウム、カリウム又はクロールの投与の臨床薬理 2. 持続点滴によるナトリウム、カリウム又はクロールの投与の適応と使用方法		4	

		の調整		<ul style="list-style-type: none"> 3. 持続点滴によるナトリウム、カリウム又はクロールの投与の副作用 4. 病態に応じた持続点滴によるナトリウム、カリウム又はクロールの投与の調整の判断基準(ペーパーシミュレーションを含む) 5. 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整のリスク(有害事象とその対策等) 	
		持続点滴中の降圧剤の投与量の調整		<ul style="list-style-type: none"> 1. 降圧剤の種類と臨床薬理 2. 各種降圧剤の適応と使用方法 3. 各種降圧剤の副作用 4. 病態に応じた降圧剤の投与量の調整の判断基準(ペーパーシミュレーションを含む) 5. 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整のリスク(有害事象とその対策等) 	4
		持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整		<ul style="list-style-type: none"> 1. 糖質輸液、電解質輸液の種類と臨床薬理 2. 各種糖質輸液、電解質輸液の適応と使用方法 3. 各種糖質輸液、電解質輸液の副作用 4. 病態に応じた糖質輸液、電解質輸液の調整の判断基準(ペーパーシミュレーションを含む) 5. 持続点滴中の糖質輸液、電解質輸液の投与量の調整のリスク(有害事象とその対策等) 	4

		持続点滴中の利尿剤の投与量の調整			<ol style="list-style-type: none"> 1. 利尿剤の種類と臨床薬理 2. 各種利尿剤の適応と使用方法 3. 各種利尿剤の副作用 4. 病態に応じた利尿剤の調整の判断基準(ペーパーシミュレーションを含む) 5. 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整のリスク(有害事象とその対策等) 	4
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	26	抗けいれん剤の臨時の投与	<ol style="list-style-type: none"> 1. 精神・神経系の局所解剖 2. 神経学的主要症候 3. 精神医学的主要症候 4. 主要な神経疾患と病態生理 5. 主要な精神疾患と病態生理 6. 主要な神経疾患のフィジカルアセスメント 7. 主要な精神疾患の面接所見 8. 神経学的検査 9. 心理・精神機能検査 10. 精神・神経系の臨床薬理(副作用、耐性と依存性を含む) 	8	<ol style="list-style-type: none"> 1. けいれんの原因・病態生理 2. けいれんの症状・診断 3. 抗けいれん剤の種類と臨床薬理 4. 各種抗けいれん剤の適応と使用方法 5. 各種抗けいれん剤の副作用 6. 病態に応じた抗けいれん剤の投与の判断基準(ペーパーシミュレーションを含む) 7. 抗けいれん剤の投与のリスク(有害事象とその対策等) 	6
		抗精神病薬の臨時の投与			<ol style="list-style-type: none"> 1. 統合失調症の原因・病態生理 2. 統合失調症の症状・診断 3. 抗精神病薬の種類と臨床薬理 4. 各種抗精神病薬の適応と使用方法 5. 各種抗精神病薬の副作用 6. 病態に応じた抗精神病薬の投与とその判断基準 	6

					(ペーパーシミュレーションを含む) 7. 抗精神病薬の投与のリスク(有害事象とその対策等)	
		抗不安薬の臨時の投与			1. 不安障害の原因・病態生理 2. 不安障害の症状・診断 3. 抗不安薬の種類と臨床薬理 4. 各種抗不安薬の適応と使用方法 5. 各種抗不安薬の副作用 6. 病態に応じた抗不安薬の投与の判断基準(ペーパーシミュレーションを含む) 7. 抗不安薬の投与のリスク(有害事象とその対策等)	6
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	17	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整	1. 抗癌剤の種類と臨床薬理 2. 各種抗癌剤の適応と使用方法 3. 各種抗癌剤の副作用 4. ステロイド剤の種類と臨床薬理 5. ステロイド剤の副作用	11	1. 抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときの病態生理 2. 抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときの症候と診断(ペーパーシミュレーションを含む) 3. 抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射の適応と使用方法及び投与量の調整	6
計	335			127		208

共通科目の各科目及び区分別科目の研修方法

【共通科目】

- ・全ての共通科目において、講義及び演習を行うものとする。
- ・臨床推論では医療面接、フィジカルアセスメントでは身体診察手技、医療安全学では医療安全、特定行為実践ではチーム医療に関する実習を行うものとする。

科目	研修方法
臨床病態生理学	講義 演習
臨床推論	講義 演習 実習（医療面接）
フィジカルアセスメント	講義 演習 実習（身体診察手技）
臨床薬理学	講義 演習
疾病・臨床病態概論	講義 演習
医療安全学	講義 演習
特定行為実践	実習

【区分別科目】

- ・全ての区分別科目において、講義及び実習を行うものとする。また、一部の科目については、演習を行うものとする。

区分別科目	特定行為名	研修の方法
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	講義 実習
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	講義 演習 実習
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	
	人工呼吸器からの離脱	

呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換	講義 実習
循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理	講義 演習 実習
	一時的ペースメーカーリードの抜去	講義 実習
	経皮的心肺補助装置の操作及び管理	講義 演習 実習
	大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整	講義 演習 実習
心嚢 ^{のう} ドレーン管理関連	心嚢 ^{のう} ドレーンの抜去	講義 実習
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更	講義 演習 実習
	胸腔ドレーンの抜去	講義 実習
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された ^{せん} 穿刺針の抜針を含む。）	講義 実習
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	講義 実習
	膀胱ろうカテーテルの交換	
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	中心静脈カテーテルの抜去	講義 実習
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	講義 実習
創傷管理関連	^{じよくそう} 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	講義 実習
	創傷に対する陰圧閉鎖療法	
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去	講義 実習

動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	講義 実習
	橈骨動脈ラインの確保	
透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理	講義 演習 実習
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	講義 演習 実習
	脱水症状に対する輸液による補正	
感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与	講義 演習 実習
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整	講義 演習 実習
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	講義 演習 実習
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	講義 演習 実習
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整	
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整	
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整	
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時の投与	講義 演習 実習
	抗精神病薬の臨時の投与	
	抗不安薬の臨時の投与	
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整	講義 演習 実習

(注1) 実習においては、病態判断から特定行為実践後までの一連の過程を効果的に学べるよう適切に行うこと。

(注2) 患者に対する実技を行う実習を行う際には、1例目は、指導者が行う行為の見学又は手伝い、2例目からは、指導者の指導監督下で行う。次第に指導監督の程度を軽くしていく（指導者の判断で実施）ことが望ましいこと。

5. (1) ⑧に関連し、特定行為研修の一部を免除した研修
(領域別パッケージ研修)

5. (1) ⑧に関連し、「厚生労働大臣が適当と認める場合」は、指定研修機関が(1)及び(2)を満たす場合である。

(1) 下記の表に示す領域ごとに、その領域に対応する複数の特定行為区分に係る研修をパッケージ化し実施する場合。

(2) (1)の研修を修了した看護師が、手順書により実施可能となる行為が下記の表のとおりである場合。

上記を満たす場合において、下記の表のとおり一部の特定行為に対応する研修を免除することができる。

1. 在宅・慢性期領域

特定行為区分の名称	特定行為	研修を修了した看護師が実施可能な特定行為か否か	研修の免除の可否
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの) 関連	気管カニューレの交換	○	—
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	○	—
	膀胱ろうカテーテルの交換	×	免除可
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	○	—
	創傷に対する陰圧閉鎖療法	×	免除可
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	×	免除可
	脱水症状に対する輸液による補正	○	—

2. 外科術後病棟管理領域

特定行為区分の名称	特定行為	研修を修了した看護師が実施可能な特定行為か否か	研修の免除の可否
呼吸器(気道確保に係るもの) 関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	○	—
	侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	—

呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	—
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	×	免除可
	人工呼吸器からの離脱	×	免除可
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換	○	—
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更	○	—
	胸腔ドレーンの抜去	○	—
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。）	○	—
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	中心静脈カテーテルの抜去	○	—
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	○	—
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去	○	—
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	○	—
	橈骨動脈ラインの確保	×	免除可
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	○	—
	脱水症状に対する輸液による補正	×	免除可
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	○	—
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	○	—
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整	×	免除可
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整	×	免除可
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	○	—
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整	×	免除可

3. 術中麻酔管理領域

特定行為区分の名称	特定行為	研修を修了した看護師が実施可能な特定行為か否か	研修の免除の可否
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	○	—
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	—
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	×	免除可
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	×	免除可
	人工呼吸器からの離脱	○	—
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	○	—
	橈骨動脈ラインの確保	○	—
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	×	免除可
	脱水症状に対する輸液による補正	○	—
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	○	—
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	×	免除可
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整	×	免除可
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整	×	免除可
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	○	—
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整	×	免除可

4. 救急領域

特定行為区分の名称	特定行為	研修を修了した看護師が実施可能な特定行為か否か	研修の免除の可否
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	○	—
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	—
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	—
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	○	—
	人工呼吸器からの離脱	○	—

動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	○	—
	橈骨動脈ラインの確保	○	—
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	×	免除可
	脱水症状に対する輸液による補正	○	—
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時の投与	○	—
	抗精神病薬の臨時の投与	×	免除可
	抗不安薬の臨時の投与	×	免除可

5. 外科系基本領域

特定行為区分の名称	特定行為	研修を修了した看護師が実施可能な特定行為か否か	研修の免除の可否
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	中心静脈カテーテルの抜去	○	—
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	○	—
	創傷に対する陰圧閉鎖療法	×	免除可
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去	○	—
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	○	—
	橈骨動脈ラインの確保	×	免除可
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	×	免除可
	脱水症状に対する輸液による補正	○	—
感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与	○	—
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	○	—

共通科目の各科目及び区分別科目の評価方法

【共通科目】

全ての共通科目において筆記試験を行うとともに、実習を行う科目（臨床推論、フィジカルアセスメント、医療安全学、特定行為実践）については構造化された評価表を用いた観察評価を行うものとする。

科目	評価方法
臨床病態生理学	筆記試験
臨床推論	筆記試験 各種実習の観察評価
フィジカルアセスメント	筆記試験 各種実習の観察評価
臨床薬理学	筆記試験
疾病・臨床病態概論	筆記試験
医療安全学	筆記試験
特定行為実践	各種実習の観察評価

【区分別科目】

全ての区分別科目において筆記試験及び構造化された評価表を用いた観察評価を行うとともに、一部の科目については実技試験（OSCE）を行うものとする。

区分別科目	特定行為名	評価方法
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	筆記試験 実技試験（OSCE） 各種実習の観察評価
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	筆記試験 各種実習の観察評価
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	
	人工呼吸器からの離脱	
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換	筆記試験 実技試験（OSCE） 各種実習の観察評価

循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理	筆記試験 各種実習の観察評価
	一時的ペースメーカーリードの抜去	
	経皮的心肺補助装置の操作及び管理	
	大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整	
心嚢ドレーン管理関連	心嚢ドレーンの抜去	筆記試験 各種実習の観察評価
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更	筆記試験 各種実習の観察評価
	胸腔ドレーンの抜去	
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。）	筆記試験 各種実習の観察評価
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	筆記試験 実技試験（OSCE） 各種実習の観察評価
	膀胱ろうカテーテルの交換	
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	中心静脈カテーテルの抜去	筆記試験 各種実習の観察評価
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	筆記試験 実技試験（OSCE） 各種実習の観察評価
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	筆記試験 実技試験（OSCE） 各種実習の観察評価
	創傷に対する陰圧閉鎖療法	
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去	筆記試験 各種実習の観察評価
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	筆記試験 実技試験（OSCE）
	橈骨動脈ラインの確保	

		各種実習の観察評価
透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理	筆記試験 各種実習の観察評価
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	筆記試験
	脱水症状に対する輸液による補正	各種実習の観察評価
感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与	筆記試験 各種実習の観察評価
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整	筆記試験 各種実習の観察評価
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	筆記試験 各種実習の観察評価
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	筆記試験 各種実習の観察評価
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整	
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整	
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整	
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時的投与	筆記試験
	抗精神病薬の臨時的投与	各種実習の観察評価
	抗不安薬の臨時的投与	評価
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整	筆記試験 各種実習の観察評価

(注1) OSCEとは、Objective Structured Clinical Examination (臨床能力評価試験)をいうこと。

(注2) 実技試験(OSCE)が必要な区分別科目においては、患者に対する実技を行う実習の前に、実技試験(OSCE)を行うこと。

(注3) 区分別科目における実習の評価は、構造化された評価表(Direct Observation of Procedural Skills (DOPS)等)を用いた観察評価を行うこと。

到達目標

【共通科目】

- ・多様な臨床場面において重要な病態の変化や疾患を包括的にいち早くアセスメントする基本的な能力を身につける。
- ・多様な臨床場面において必要な治療を理解し、ケアを導くための基本的な能力を身につける。
- ・多様な臨床場面において患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実践する能力を身につける。
- ・問題解決に向けて多職種と効果的に協働する能力を身につける。
- ・自らの看護実践を見直しつつ標準化する能力を身につける。

【区分別科目】

- ・多様な臨床場面において当該特定行為を行うための知識、技術及び態度の基礎を身につける。
- ・多様な臨床場面において医師又は歯科医師から手順書による指示を受け、実施の可否の判断、実施及び報告の一連の流れを適切に行うための基礎的な実践能力を身につける。

様式 1

指定申請書

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

施設名
代表者

印

保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令（平成27年厚生労働省令第33号）第6条の規定に基づき、別添のとおり指定研修機関の指定について申請いたします。

また、同令別表第4備考第5号の厚生労働大臣の認定についても、あわせて申請いたします。

記入日：令和 年 月 日

指定研修機関の指定を受けようとする者			
1. 名称	フリガナ		
2. 所在地	郵便番号	—	都道府県
	フリガナ		
3. 電話	—	—	4. FAX
5. 代表者の氏名	フリガナ		

本申請に関する問合せ窓口			
氏名	フリガナ		
部署名			
電話	—	—	(内線番号)
e-mail			

備考

- 1 「施設名」および「1. 名称」は、指定研修機関の指定を受けようとする者の名称を記入すること。
- 2 「代表者」および「5. 代表者の氏名」は、学校にあっては設置者、病院にあっては開設者、法人その他の者にあつてはその代表者の氏名を記入すること。
- 3 「 また、同令別表第4備考第5号の厚生労働大臣の認定についても、あわせて申請いたします。」については、領域別パッケージ研修を実施する場合にチェック () を入れること。
- 4 「本申請に関する問合せ窓口」は、本様式1に関する問合せに対して回答できる者を記入すること。
- 5 「本申請に関する問合せ窓口」のメールアドレスについては、携帯電話のメールアドレスは使用しないこと。
- 6 指定研修機関の指定を受けようとする者の代表者が法人の場合にあっては、本様式1に定款又は寄附行為及び登記事項証明書を添付すること。

指定研修機関名

特定行為研修計画の概要

1. 特定行為研修の基本理念				2. 特定行為研修の目標				
3. 特定行為研修を受ける看護師の定員数 ()								
4. 特定行為区分								
(1) 研修を行う特定行為区分の数 ()								
(2) 実施する特定行為区分								
			定員数		特定行為研修の責任者の氏名等			
区	パ	特定行為区分名	区	パ	氏名	所属する団体の名称	役職名	職種
		呼吸器（気道確保に係るもの）関連						
		呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連						
		呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連						
		循環器関連						
		心嚢ドレーン管理関連						
		胸腔ドレーン管理関連						
		腹腔ドレーン管理関連						
		ろう孔管理関連						
		栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連						
		栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連						
		創傷管理関連						
		創部ドレーン管理関連						
		動脈血液ガス分析関連						
		透析管理関連						
		栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連						
		感染に係る薬剤投与関連						
		血糖コントロールに係る薬剤投与関連						
		術後疼痛管理関連						
		循環動態に係る薬剤投与関連						
		精神及び神経症状に係る薬剤投与関連						
		皮膚損傷に係る薬剤投与関連						

備考

- 1 様式1別紙1-1は、特定行為研修を行おうとする全ての特定行為区分について記入し、1部作成すること。
- 2 右上の「指定研修機関名」は、指定研修機関の指定を受けようとする施設等の名称を記入すること。
- 3 「3. 特定行為研修を受ける看護師の定員数」については、年度内に同一の特定行為研修を複数回実施する場合は、1回の定員数を記入すること。
- 4 「4. 特定行為区分」の「(2) 実施する特定行為区分」は、特定行為研修を行おうとする全ての特定行為区分に「○」を記入すること。記入に当たっては、研修の計画に応じ、以下の通りとすること。
 - ・当該特定行為区分内の特定行為に係る研修を免除せずに行おうとする場合：「区」欄に「○」
 - ・当該特定行為区分を領域別パッケージ研修として行おうとする場合：「パ」欄に「○」
 - ・上記2つの場合のいずれも行おうとする場合：「区」及び「パ」欄の両方に「○」
- 5 各特定行為区分の「定員数」の欄には、備考4に示す通り「○」を記入した欄に対応する欄にそれぞれ特定行為研修を受ける看護師の定員数を記入すること。
- 6 「5. 領域別パッケージ研修の領域及び定員数」については、実施する領域別パッケージ研修の領域に「○」を付け、当該領域別パッケージ研修の定員数を記入すること。
- 7 「6. 特定行為研修の実施期間」は、年度内に同一の特定行為研修を複数回実施する予定がある場合は、全ての特定行為研修について、それを開始する標準的な期日を記入すること。領域別パッケージ研修については、「領域別パッケージ研修の実施期間」に記入すること。
- 8 「7. 通信を利用した授業の有無」は、通信を利用する場合は「有」を、利用しない場合は「無」を選択すること。また共通科目、区分別科目での利用の有無を選択すること。
- 9 「8. 特定行為研修の記録の保存方法」は、文書又は電磁的記録の別を選択すること。
- 10 「9. 履修免除の有無」については、履修免除を行う場合に「有」を、行わない場合は「無」を選択すること。履修免除を行う場合に履修免除の規定を設けている場合は「有」を、設けていない場合は「無」を選択すること。なお、当該項目は、領域別パッケージ研修における、特定行為研修の一部を免除した研修を行うことには該当しないこと。
- 11 「10. 講義、演習又は実習を行う施設及び設備の概要」は、特定行為研修を行おうとする全ての特定行為区分ごとに、様式1別紙2-1に記入し、1部作成すること。ただし、複数の特定行為区分を同時に実施する場合に、共通科目については、全ての特定行為区分ごとに重複して記入する必要はないこと。様式1別紙2-2については、講義、演習又は実習を行う全ての施設及び設備ごとに記入し、1部ずつ作成すること。
- 12 「11. 協力施設承諾書」は、全ての協力施設ごとに様式1別紙3に記入し、1部ずつ作成すること。
- 13 「12. 特定行為研修管理委員会の構成員の氏名等」は、全ての特定行為研修管理委員会の構成員について、様式1別紙4に記入すること。
- 14 「13. 特定行為研修の指導者一覧」については、共通科目及び特定行為研修を行おうとする全ての特定行為区分ごとに様式1別紙5に記入し1部作成すること。ただし、複数の特定行為区分を同時に実施する場合に、共通科目については、全ての特定行為区分ごとに重複して記入する必要はないこと。
- 15 「14. 特定行為研修計画（進度表を含む）」については、特定行為研修を行おうとする全ての特定行為区分ごとに記入した特定行為研修計画を1部添付すること。いずれも様式は自由とする。ただし、複数の特定行為区分を同時に実施する場合に、共通科目については、全ての特定行為区分ごとに重複して記入する必要は無いこと。なお、進度表については、実習期間がわかるように記入すること。また、領域別パッケージ研修を実施する場合には、特定行為研修の一部を免除した研修を行うことがわかるように記入すること。
- 16 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。

指定研修機関名

特定行為研修計画の概要

共通科目の概要

1. 共通科目の到達目標の設定の有無 有 ・ 無

2. 共通科目の研修方法および時間数

共通科目の時間数の総計(④の合計)

時間

① 共通科目名 (独自の科目名がある場合は括弧書きで併記)		② 研修方法			③ 評価 (上段:時間数、下段:方法を記入)	④ 時間数の合計
		講義	演習	実習		
臨床病態生理学	時間数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
臨床推論	時間数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
フィジカルアセスメント	時間数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
臨床薬理学	時間数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
疾病・臨床病態概論	主要疾患の臨床診断・治療	時間数				
		場所	自・協	自・協	自・協	
	状況に応じた臨床診断・治療	時間数				
		場所	自・協	自・協	自・協	
医療安全学	時間数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
特定行為実践	時間数					
	場所	自・協	自・協	自・協		

備考

- 1 右上の「指定研修機関名」は、指定研修機関の指定を受けようとする施設等の名称を記入すること。
- 2 様式1別紙1-2は、「共通科目の概要」について、2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う場合、本様式に記入し1部作成すればよいこと。
- 3 「2. 共通科目の研修方法および時間数」の①共通科目名について、独自の科目名がある場合は括弧書きで併記すること。
- 4 「2. 共通科目の研修方法および時間数」の①共通科目について、「疾病・臨床病態概論」については、学べき事項の「主要疾患の臨床診断・治療」と「状況に応じた臨床診断・治療」ごとに記入すること。また、「医療安全学」と「特定行為実践」については、一体的に記入しても差し支えないこと。
- 5 「2. 共通科目の研修方法および時間数」の「場所」については、自施設の場合は「自」、協力施設の場合は「協」を選択すること（両方に該当する場合は、両方選択すること）。研修を行う場所が、指定研修機関の指定を受けようとする施設等の場合は、自施設を選択すること。
- 6 「2. 共通科目の研修方法および時間数」の「③評価」については、上段に時間数、下段に評価方法を記入すること。評価方法は、通知の別紙7に示す評価方法（筆記試験、観察評価）を書くこと。
- 7 「2. 共通科目の研修方法および時間数」の「共通科目の時間数の総計」は、共通科目の全ての時間数の総計を記入し、単位は時間で記入すること。
- 8 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。

指定研修機関名

特定行為研修計画の概要

区分別科目の概要(特定行為区分ごとに記載)						
1. 特定行為区分の名称()						
2. 区分別科目の到達目標の設定の有無 有 ・ 無						
3. 区分別科目の研修方法および時間数 区分別科目の時間数の総計(⑤+⑩) 時間						
1) 共通して学ぶ事項について ⑤小計(③の合計) 時間						
共通して学ぶ事項	① ※独自の科目名がある場合のみ科目名を記入する	②研修方法			③時間数の合計	④評価方法
		講義 (時間数)	演習 (時間数)	実習 (症例数)		
		時間数				
	場所	自・協	自・協	自・協		
2) 特定行為ごとに学ぶ事項について ⑩小計(⑧の合計) 時間						
特定行為ごとに学ぶ事項	⑥特定行為名 (独自の科目名がある場合は括弧書きで併記)	⑦研修方法			⑧時間数の合計	⑨評価方法
		講義 (時間数)	演習 (時間数)	実習 (症例数)		
		時間数又は症例数				
		場所	自・協	自・協	自・協	
		時間数又は症例数				
		場所	自・協	自・協	自・協	
		時間数又は症例数				
		場所	自・協	自・協	自・協	
		時間数又は症例数				
		場所	自・協	自・協	自・協	
		時間数又は症例数				
		場所	自・協	自・協	自・協	
3) 症例数として含まれる実習以外の研修方法						

備考

- 1 右上の「指定研修機関名」は、指定研修機関の指定を受けようとする施設等の名称を記入すること。
- 2 様式1別紙1-3は、特定行為研修を行おうとする全ての特定行為区分について、特定行為区分ごとに記入し、1部作成すること。
- 3 「3. 区分別科目の研修方法および時間数」の「時間数」の単位については、時間で記入すること。「区分別科目の時間数の総計」は区分別科目ごとの時間数の総計を記入すること。
- 4 「3. 区分別科目の研修方法および時間数」の1) 共通して学ぶ事項については、独自の科目名がある場合のみ①に科目名を記入すること。
- 5 「3. 区分別科目の研修方法および時間数」の2) 特定行為ごとに学ぶ事項については⑥に特定行為名を記入すること。独自の科目名がある場合には、括弧書きで併記すること。
- 6 「3. 区分別科目の研修方法および時間数」の「場所」については、自施設の場合は「自」、協力施設の場合は「協」を選択すること（両方に該当する場合は、両方選択すること）。研修を行う場所が、指定研修機関の指定を受けようとする施設等の場合は、「自」を選択すること。
- 7 「3. 区分別科目の研修方法および時間数」の「②・⑦研修方法の実習（症例数）」については、経験すべき症例数を記入すること。
- 8 「3. 区分別科目の研修方法および時間数」の「③・⑧講義と演習の時間数の合計」については、「②・⑦研修方法」の講義の時間数と演習の時間数の合計を記載すること。また、講義又は演習の時間数には、当該科目の評価のうち筆記試験に関する時間を含めて差し支えないこと。
- 9 「3. 区分別科目の研修方法および時間数」の「④・⑨評価方法」については、通知の別紙7に示す評価方法（筆記試験、実技試験、観察評価）を記入すること。
- 10 「3. 区分別科目の研修方法および時間数」の「3) 症例数として含まれる実習以外の研修方法」がある場合に、研修の方法を具体的に記載すること。通知の5.(5)②の患者に対する実技を行う実習の前に行うペーパーシミュレーション、ロールプレイ、模擬患者の活用、シミュレーターの利用等のシミュレーションによる学習については、ここに記載すること。
- 11 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。なお、複数の特定行為区分の研修を行う場合や、特定行為区分の概要が複数頁にわたる場合は「(No.)」に通し番号を記入すること。

備考

- 1 右上の「指定研修機関名」は、指定研修機関の指定を受けようとする施設等の名称を記入すること。
- 2 様式1別紙1-4は、特定行為研修を行おうとする全ての特定行為区分について記入し、1部作成すること。
- 3 「共通科目名又は区分別科目名」について、独自の科目名がある場合には、括弧書きで併記すること。
- 4 「研修方法」については、印刷教材による授業は「①印刷教材」、放送授業による場合は「②放送授業」、メディアを利用した授業の場合は「③メディア」の欄に「○」を記入すること。メディアの場合は、同時かつ双方向性に行われる場合は、「同時双方向かつ教室等以外の場所で履修」に、それ以外の場合は「それ以外」に「○」を記入すること。「④面接授業」については、講義又は演習を通信等で行う授業を行う場合であって、併せて講義又は演習を面接授業で行っている場合は、「○」を記入すること。
- 5 「①印刷教材」又は「②放送授業」の場合で、添削等による指導を併せて行っている場合は「a 添削等による指導を実施」に「○」を記入すること。
- 6 「③メディア」の場合でかつ「それ以外」の場合は、併せて行う指導の方法について、「b-i 指導補助者が対面で指導を実施」、「b-ii 授業後すみやかに指導者又は指導補助者がインターネット等で指導を実施」のいずれかの該当するものに「○」を記入すること。
- 7 「③メディア」の場合でかつ「それ以外」の場合については、意見交換の機会を設けている場合は、「c 意見交換の機会の確保」の欄に「○」を記入すること。
- 8 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。

備考

- 1 右上の「指定研修機関名」は、指定研修機関の指定を受けようとする施設等の名称を記入すること。
- 2 ①に指定研修機関の指定を受けようとする施設等の名称を記入し、指定研修機関において行おうとする特定行為研修について、③研修を行う特定行為区分数、④共通科目の定員数、⑤特定行為区分ごとの定員数を記入すること。定員数については、年度内に同一の特定行為研修を複数回実施する場合は、1回の定員数を記入すること。
- 3 「②講義、演習又は実習を行う施設名」については、講義、演習又は実習を行う全ての施設（指定研修機関の指定を受けようとする施設等を含む）について記入すること。
- 4 患者に対する実習を行う施設については、施設ごとに、③研修を行う特定行為区分数、⑤特定行為区分ごとの定員数を記入すること。患者に対する実習を行わない施設については、②講義、演習又は実習を行う施設名のみの記入でよいこと。
- 5 記入欄が足りない場合は、行を追加して記入すること。なお複数頁にわたる場合は「(No.)」に通し番号を記入すること。

9. 通信により研修を行う場合の環境の整備状況

具体的な実施方法

通信の方法		/
主に学習する場所		
同時双方向性の確保		
通信環境トラブル対処		
学修の進捗管理		
添削指導		
設問解答		
質疑応答		
意見交換		
試験等評価の実施		

10. 医学教育用シミュレーター及び視聴覚教材等の整備状況

医学教育用シミュレーター	有 ・ 無 ・ 購入予定	医学教育用視聴覚教材	有 ・ 無 ・ 購入予定
--------------	--------------	------------	--------------

11. 実習を行う施設の医療に関する安全管理のための体制

1) 医師の臨床研修病院の指定の有無	有 ・ 無	/
2) 特定機能病院の承認の有無	有 ・ 無	

3) 実習に係る安全管理に関する組織の設置状況

構成員	人数	/
実習を行う施設の管理者		
関係各部門の責任者		
医師である指導者		
その他		
	合計	

4) 実習に係る緊急時の対応に係る手順を記載した文書 有 ・ 無 ・ 作成中

5) 実習に係る患者からの相談に応じる体制の確保状況

患者の相談に応じる責任者	職種	役職	備考
患者の相談に応じる窓口の有無 有 ・ 無			

12. 実習を行うに当たり患者に対する説明の手順を記載した文書

有

無

13. 指定研修機関と協力施設との連携体制(協力施設の場合に記入)

1) 指導方針の共有方法

2) 関係者による定期的な会議の開催

3) その他特定行為研修についての連携

開催頻度

回/年

目的:

検討事項の概要

備考

- 1 右上の「指定研修機関名」は、指定研修機関の指定を受けようとする施設等の名称を記入すること。
- 2 様式1別紙2-2は、特定行為研修を行おうとする特定行為区分に係る講義、演習又は実習を行う全ての施設について記入し、施設ごとに1部作成すること。
- 3 「5. 施設の代表者の氏名」は、学校にあっては設置者、病院にあっては開設者、法人その他の者にあってはその代表者の氏名を記入すること。
- 4 「6. 特定行為研修の実施責任者の氏名等」は、協力施設の場合のみ記入すること。
- 5 「7. 当該施設で行う全ての特定行為研修」については、共通科目および区分別科目の名称、それぞれの研修方法及び研修を受ける看護師の定員数を記入すること。年度内に同一の特定行為研修を複数回実施する場合は、1回の定員数を記入すること。「研修方法」は、講義、演習又は実習の別を記入すること。
- 6 「8. 実習を行う施設における特定行為研修期間中の特定行為に係る症例数の見込み」については、実習を行う施設のみ記入すること。
- 7 「8. 実習を行う施設における特定行為研修期間中の特定行為に係る症例数の見込み」の「症例数の実績（概数）」は、指定の申請が行われる年度の前年度における当該施設の症例数の実績（概数）を記入すること。また、「症例数の見込み」は前年度の症例数の実績を参考に実習を行う期間の症例数の見込みを記入すること。
- 8 「9. 通信により研修を行う場合の環境の整備状況」は、通信による方法で特定行為研修を行う場合のみ記入すること。
また、「具体的な実施方法」は、以下の点について記入すること。
 - ・「通信の方法」は、印刷教材、放送授業、メディアの別を記入すること。
 - ・「主に学習する場所」は自宅、指定研修機関内、協力施設内の別を記入すること。
 - ・「同時双方向性の確保」は、メディアによる授業であって、かつ同時双方向かつ教室等以外の場所でそれらを受講させる場合に、メディア利用する技術によって一体的に扱うことのできる情報の種類及び同時双方向性の程度を具体的に記入すること。
 - ・「学修の進捗管理」は、出席の確認や学修時間の確保の方法、受講者に勉学を促す方法等の概要を記入すること。
 - ・「添削指導」「設問解答」「質疑応答」については、その方法や工夫について記入すること。
 - ・「意見交換」については、受講生等の意見交換の場の確保の方法や工夫について記入すること。
 - ・「試験等評価の実施」は、試験等科目の履修の成果を評価する方法の概要を記入すること。
- 9 「10. 医学教育用シミュレーター及び視聴覚教材等の整備状況」については、整備されている場合は「有」を、整備されていない場合は「無」を、整備する予定がある場合は「購入予定」を選択すること。
- 10 「11. 実習を行う施設の医療に関する安全管理のための体制」は、患者に対する実習を行う施設のみ記入すること。
- 11 「11. 1) 医師の臨床研修病院の指定の有無」については、指定がある場合は「有」を選択し、また指定を受けていない場合は「無」を選択すること。
- 12 「11. 2) 特定機能病院の承認の有無」については、承認されている場合は「有」を、承認されていない場合は「無」を選択すること。
- 13 「11. 3) 実習に係る安全管理に関する組織の設置状況」は、実習に係る安全管理に関する組織の主な構成員について人数を記入すること。同一人物が構成員として複数の役割を兼務している場合には、再掲であることがわかるよう記載するとともに、合計人数については、再掲を除いた実人数を記載すること。
- 14 「11. 4) 実習に係る緊急時の対応に係る手順を記載した文書」は、有、無、作成中を選択し記入すること。
- 15 「11. 5) 実習に係る患者からの相談に応じる体制の確保状況」の「患者の相談に応じる窓口の有無」については、整備されている場合は「有」を、整備されていない場合は「無」を選択すること。
- 16 「12. 実習を行うに当たり患者に対する説明の手順を記載した文書」は、患者に対する実習を行う施設のみ記入すること。
- 17 「13. 指定研修機関と協力施設の連携体制」については、協力施設の場合に記入すること。2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う場合であって、特定行為区分ごとに「指導方針の共有方法」「関係者による定期的な会議の開催」「その他特定行為研修についての連携」の内容が異なる場合は、特定行為区分ごとに区別して記入すること。
- 18 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。

令和 年 月 日

協 力 施 設 承 諾 書

施設名

所在地

代表者

印

下記の特定期間研修の実施に連携協力することについて、承諾いたします。

記

指定研修機関名

研修を行う特定行為区分等の名称	
	共通科目
	呼吸器（気道確保に係るもの）関連
	呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連
	呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連
	循環器関連
	心嚢ドレーン管理関連
	胸腔ドレーン管理関連
	腹腔ドレーン管理関連
	ろう孔管理関連
	栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連
	栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連
	創傷管理関連
	創部ドレーン管理関連
	動脈血液ガス分析関連
	透析管理関連
	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
	感染に係る薬剤投与関連
	血糖コントロールに係る薬剤投与関連
	術後疼痛管理関連
	循環動態に係る薬剤投与関連
	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連
	皮膚損傷に係る薬剤投与関連

指定研修機関名

特定行為研修管理委員会の構成員の氏名等

	氏名	職種	所属する団体の名称	役職名	役割	備考
1	フリガナ					
2	フリガナ					
3	フリガナ					
4	フリガナ					
5	フリガナ					
6	フリガナ					
7	フリガナ					
8	フリガナ					
9	フリガナ					
10	フリガナ					
11	フリガナ					
12	フリガナ					
13	フリガナ					
14	フリガナ					
15	フリガナ					
16	フリガナ					
17	フリガナ					
18	フリガナ					
19	フリガナ					
20	フリガナ					

備考

- 1 右上の「指定研修機関名」は、指定研修機関の指定を受けようとする施設等の名称を記入すること。
- 2 様式1別紙4は、最上欄は、特定行為研修管理委員会の委員長の氏名等を記入し、「役割」欄にその旨を記入すること。
- 3 「所属する団体の名称」は、当該構成員が所属する団体の名称を記入すること。複数の団体に所属する場合は、主に所属する団体の名称を記入すること。所属する団体がない場合は、その旨を記入すること。
- 4 「役職名」は、当該構成員が所属する団体での役職名を記入すること。所属する団体での役職名がない場合は、その旨を記入すること。
- 5 特定行為研修に関する事務の責任者又はこれに準ずる者、特定行為研修の責任者並びに指定研修機関及び講義、演習又は実習を行う施設外に所属する者については、「役割」欄にその旨を記入すること。
- 6 記入欄が足りない場合は、行を追加し使用すること。なお複数頁にわたる場合は「(No.)」に通し番号を記入すること。

備考

- 1 様式1別紙5は、協力施設を含む講義、演習又は実習を行う施設の全ての特定行為研修の指導者（通信による方法により行う場合は指導補助者を含む。）について、特定行為区分ごとに記入すること。
- 2 右上の「指定研修機関名」は、指定研修機関の指定を受けようとする施設等の名称を記入すること。
- 3 共通科目の指導者について、複数の特定行為区分に係る特定行為研修を行う場合、共通科目の指導者が同一の区分については、いずれかの区分においてのみ記載すればよいこと。
- 4 「1. 担当分野（共通科目名および区分別科目名）」は、当該指導者が担当する共通科目名又は区分別科目名を記入すること。独自の科目名がある場合は括弧書きで併記すること。
- 5 「4. 所属する団体の名称」は、当該指導者が所属する団体の名称を記入すること。複数の団体に所属している場合は主に所属する団体名を、所属する団体がない場合は、その旨を記入すること。
- 6 「5. 役職名」は、当該指導者が所属する団体での役職を記入すること。所属する団体での役職がない場合は、その旨を記載すること。
- 7 「7. 指導医講習会等の受講経験」は、指導者が医師又は歯科医師の場合に、医師の臨床研修に係る指導医講習会、歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の受講経験又は当該講習会に相当する研修の受講経験の有無について記入すること。また、「有」の場合は、受講年度と講習会の名称を記入すること。
- 8 「8. 特定行為研修指導者講習会の受講経験」については、特定行為研修に必要な指導方法等に関する講習会の受講経験の有無について記入すること。「有」の場合は、受講年度と受講した講習会の主催者名を記入すること。
- 9 「9. 特定行為研修の修了」については、指導者が看護師の場合に、特定行為研修の修了の有無について記入すること。「有」の場合は、修了した特定行為区分の名称を記入すること。また修了した区分数が多い場合は、別途特定行為区分名を記載した用紙を添付（様式自由）、又は特定行為研修修了証を添付してもよいこと。
- 10 「10. その他の資格・研修の受講経験」は、指導者の担当分野（担当科目）に関連する研修の受講経験又は資格を有する場合に、当該研修の受講年度及び名称又は当該資格の取得年度及び名称を記入すること。
- 11 「11. 教育歴」は、大学等での教授経験およびその年数について記入すること。
- 12 実技試験（OSCE）を行う指導者又は指導補助者である場合は、備考欄にその旨を記入すること。
- 13 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。なお複数頁にわたる場合は「(No.)」に通し番号を記載すること。
- 14 備考欄に記入しきれない場合は、別途記載（様式自由）し添付してもよいこと。

指定研修機関変更届出書

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

指定研修機関名
代表者

印

保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令（平成27年厚生労働省令第33号）第9条の規定に基づき、以下のとおり変更があったので届け出ます。

また、同令別表第4備考第5号の厚生労働大臣の認定についても、あわせて申請いたします。

変更があった事項
変更の内容

備考

- 1 指定研修機関の名称を変更した場合は、変更後の名称で届け出ること。
- 2 指定研修機関の代表者が変更になった場合は、変更後の代表者名で届けること。
- 3 「代表者」は、学校にあっては設置者、病院にあっては開設者、法人その他の者にあってはその代表者の氏名を記入すること。
- 4 指定研修機関が新たな特定行為区分の申請をせずに領域別パッケージ研修を行おうとする場合は、本様式での届出が必要となること。その場合「また、同令別表第4備考第5号の厚生労働大臣の認定についても、あわせて申請いたします。」にチェック（）を入れるとともに、領域別パッケージ研修を行うにあたり生じた研修内容の変更について本様式にて届け出ること。
- 5 「変更の内容」は、変更のあった事項に関して、変更前の内容及び変更後の内容を区別して記入するとともに、変更した年月日を記入すること。
- 6 特定行為研修の研修計画の内容を変更した場合は、変更内容に応じて別紙1-1、別紙1-2、別紙1-3、別紙1-4を記入し、変更後の特定行為研修計画を添付すること。
- 7 講義、演習又は実習を行う施設に変更が生じた場合又は講義、演習又は実習を行う施設を追加した場合は、別紙2-1、別紙2-2を添付すること。
- 8 協力施設を追加した場合は、別紙3を添付すること。
- 9 特定行為研修管理委員会の構成員を変更した場合は、当該構成員を含む全ての特定行為研修管理委員会の構成員について別紙4を添付すること。
- 10 特定行為研修の指導者及びその担当分野（担当科目）を変更した場合は、当該指導者が担当する特定行為区分に係る全ての特定行為研修の指導者（当該指導者を含む）について別紙5を添付すること。
- 11 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。また必要がある場合は、続紙（様式自由）に記入して添付すること。

指定研修機関番号

指定研修機関名

特定行為研修計画の概要

1. 特定行為研修の基本理念	2. 特定行為研修の目標
----------------	--------------

3. 特定行為研修を受ける看護師の定員数 ()

4. 特定行為区分

(1) 研修を行う特定行為区分の数 ()

(2) 実施する特定行為区分

		定員数		特定行為研修の責任者の氏名等				
区	バ	特定行為区分名	区	バ	氏名	所属する団体の名称	役職名	職種
		呼吸器（気道確保に係るもの）関連						
		呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連						
		呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連						
		循環器関連						
		心臓ドレーン管理関連						
		胸腔ドレーン管理関連						
		腹腔ドレーン管理関連						
		ろう孔管理関連						
		栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連						
		栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連						
		創傷管理関連						
		創部ドレーン管理関連						
		動脈血液ガス分析関連						
		透析管理関連						
		栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連						
		感染に係る薬剤投与関連						
		血糖コントロールに係る薬剤投与関連						
		術後疼痛管理関連						
		循環動態に係る薬剤投与関連						
		精神及び神経症状に係る薬剤投与関連						
		皮膚損傷に係る薬剤投与関連						

備考

- 1 様式2別紙1-1は、特定行為研修を行う全ての特定行為区分について記入し、1部作成すること。
- 2 「3. 特定行為研修を受ける看護師の定員数」については、年度内に同一の特定行為研修を複数回実施する場合は、1回の定員数を記入すること。
- 3 「4. 特定行為区分」の「(2) 実施する特定行為区分」は、特定行為研修を行う全ての特定行為区分に「○」を記入すること。記入に当たっては、研修の計画に応じ、以下の通りとすること。
 - ・当該特定行為区分内の特定行為に係る研修を免除せずに行おうとする場合：「区」欄に「○」
 - ・当該特定行為区分を領域別パッケージ研修として行おうとする場合：「パ」欄に「○」
 - ・上記2つの場合のいずれも行おうとする場合：「区」及び「パ」欄の両方に「○」
- 4 各特定行為区分の「定員数」の欄には、上記備考3に示す通り「○」を記入した欄に対応する欄にそれぞれ特定行為研修を受ける看護師の定員数を記入すること。
- 5 「5. 領域別パッケージ研修の領域及び定員数」については、実施する領域別パッケージ研修の領域に「○」を付け、当該領域別パッケージ研修の定員数を記入すること。
- 6 「6. 特定行為研修の実施期間」は、年度内に同一の特定行為研修を複数回実施する予定がある場合は、全ての特定行為研修について、それを開始する標準的な期日を記入すること。領域別パッケージ研修については、「領域別パッケージ研修の実施期間」に記入すること。
- 7 「7. 通信を利用した授業の有無」は、通信を利用する場合は「有」を、利用しない場合は「無」を選択すること。また共通科目、区分別科目での利用の有無を選択すること。
- 8 「8. 特定行為研修の記録の保存方法」は、文書又は電磁的記録の別を選択すること。
- 9 「9. 履修免除の有無」については、履修免除を行う場合に「有」を、行わない場合は「無」を選択すること。履修免除を行う場合で履修免除の規定を設けている場合は「有」を、設けていない場合は「無」を選択すること。なお、当該項目は、領域別パッケージ研修における、特定行為研修の一部を免除した研修を行うことには該当しないこと。
- 10 「10. 講義、演習又は実習を行う施設及び設備の概要」は、特定行為研修のために利用することができる施設に変更が生じた場合に、変更が生じた特定行為区分について様式2別紙2-1に記入し、1部作成すること。ただし、複数の特定行為区分を同時に実施する場合に、共通科目については、特定行為区分ごとに重複して記入する必要はないこと。様式2別紙2-2については、変更が生じた特定行為研修に係る講義、演習又は実習を行う施設及び設備ごとに記入し、1部ずつ作成すること。
- 11 「11. 協力施設承諾書」は、特定行為研修のために利用することができる施設に変更が生じた場合に、変更が生じた協力施設ごとに様式2別紙3に記入し、1部ずつ作成すること。
- 12 「12. 特定行為研修管理委員会の構成員の氏名等」は、特定行為研修管理委員会の構成員について変更が生じた場合に、様式2別紙4に記入すること。
- 13 「13. 特定行為研修の指導者一覧」については、特定行為研修の指導者及びその担当分野に変更が生じた場合に、変更が生じた特定行為区分について、共通科目及び特定行為研修を行う特定行為区分ごとに様式2別紙5に記入し1部作成すること。ただし、複数の特定行為区分を同時に実施する場合に、共通科目については、全ての特定行為区分ごとに重複して記入する必要はないこと。
- 14 「14. 特定行為研修計画（進度表を含む）」については、特定行為研修の内容に変更が生じた場合に、特定行為研修を行う全ての特定行為区分ごとに記入した特定行為研修計画を1部添付すること。いずれも様式は自由とする。ただし、複数の特定行為区分を同時に実施する場合に、共通科目については、全ての特定行為区分ごとに重複して記載する必要はないこと。なお、進度表については、実習期間がわかるように記入すること。また、領域別パッケージ研修を実施する場合には、特定行為研修の一部を免除した研修を行うことがわかるように記入すること。
- 15 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。

特定行為研修計画の概要

共通科目の概要						
1. 共通科目の到達目標の設定の有無						
2. 共通科目の研修方法および時間数						
					共通科目の時間数の総計(④の合計)	時間
① 共通科目名 (独自の科目名がある場合は括弧書きで併記)		② 研修方法			③ 評価 (上段:時間数、下段:方法を記入)	④ 時間数の合計
		講義	演習	実習		
臨床病態生理学	時間数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
臨床推論	時間数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
フィジカルアセスメント	時間数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
臨床薬理学	時間数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
疾病・臨床病態概論	主要疾患の臨床診断・治療	時間数				
		場所	自・協	自・協	自・協	
	状況に応じた臨床診断・治療	時間数				
		場所	自・協	自・協	自・協	
医療安全学	時間数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
特定行為実践	時間数					
	場所	自・協	自・協	自・協		

備考

- 1 様式2別紙1-2は、「共通科目の概要」について、2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う場合、本様式に記入し1部作成すればよいこと。
- 2 「2. 共通科目の研修方法および時間数」の①共通科目名について、独自の科目名がある場合は括弧書きで併記すること。
- 3 「2. 共通科目の研修方法および時間数」の①共通科目について、「疾病・臨床病態概論」については、学ぶべき事項の「主要疾患の臨床診断・治療」と「状況に応じた臨床診断・治療」ごとに記入すること。また、「医療安全学」と「特定行為実践」については、一体的に記入しても差し支えないこと。
- 4 「2. 共通科目の研修方法および時間数」の「場所」については、自施設の場合は「自」、協力施設の場合は「協」を選択すること（両方に該当する場合は、両方選択すること）。研修を行う場所が、指定研修機関の指定を受けようとする施設等の場合は、自施設を選択すること。
- 5 「2. 共通科目の研修方法および時間数」の「③評価」については、上段に時間数、下段に評価方法を記入すること。評価方法は、通知の別紙7に示す評価方法（筆記試験、観察評価）を書くこと。
- 6 「2. 共通科目の研修方法および時間数」の「共通科目の時間数の総計」は、共通科目の全ての時間数の総計を記入し、単位は時間で記入すること。
- 7 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。

指定研修機関番号

指定研修機関名

特定行為研修計画の概要

区分別科目の概要(特定行為区分ごとに記載)

1. 特定行為区分の名称()

2. 区分別科目の到達目標の設定の有無 有 ・ 無

3. 区分別科目の研修方法および時間数 区分別科目の時間数の総計(⑤+⑩) 時間

1) 共通して学ぶ事項について ⑤小計(③の合計) 時間

共通して学ぶ事項	① ※独自の科目名がある場合のみ科目名を記入する	②研修方法			③時間数の合計	④評価方法
		講義 (時間数)	演習 (時間数)	実習 (症例数)		
	時間数					
場所	自・協	自・協	自・協			

2) 特定行為ごとに学ぶ事項について ⑩小計(⑧の合計) 時間

特定行為ごとに学ぶ事項	⑥特定行為名 (独自の科目名がある場合は括弧書きで併記)	⑦研修方法			⑧時間数の合計	⑨評価方法
		講義 (時間数)	演習 (時間数)	実習 (症例数)		
	時間数又は症例数					
場所	自・協	自・協	自・協			
時間数又は症例数						
場所	自・協	自・協	自・協			
時間数又は症例数						
場所	自・協	自・協	自・協			
時間数又は症例数						
場所	自・協	自・協	自・協			

3) 症例数として含まれる実習以外の研修方法

備考

- 1 様式2別紙1-3は、特定行為研修を行う全ての特定行為区分について、特定行為区分ごとに記入し、1部作成すること。
- 2 「3. 区分別科目の研修方法および時間数」の「時間数」の単位については、時間で記入すること。「区分別科目の時間数の総計」は区分別科目ごとの時間数の総計を記入すること。
- 3 「3. 区分別科目の研修方法および時間数」の1) 共通して学ぶ事項について、独自の科目名がある場合のみ①に科目名を記入すること。
- 4 「3. 区分別科目の研修方法および時間数」の2) 特定行為ごとに学ぶ事項については⑥に特定行為名を記入すること。独自の科目名がある場合には、括弧書きで併記すること。
- 5 「3. 区分別科目の研修方法および時間数」の「場所」については、自施設の場合は「自」、協力施設の場合は「協」を選択すること（両方に該当する場合は、両方選択すること）。
- 6 「3. 区分別科目の研修方法および時間数」の「②・⑦研修方法の実習（症例数）」については、経験すべき症例数を記入すること。
- 7 「3. 区分別科目の研修方法および時間数」の「③・⑧講義と演習の時間数の合計」については、「②・⑦研修方法」の講義の時間数と演習の時間数の合計を記載すること。また、講義又は演習の時間数には、当該科目の評価のうち筆記試験に関する時間を含めて差し支えないこと。
- 8 「3. 区分別科目の研修方法および時間数」の「④・⑨評価方法」については、通知の別紙7に示す評価方法（筆記試験、実技試験、観察評価）を記入すること。
- 9 「3. 区分別科目の研修方法および時間数」の「3）症例数として含まれる実習以外の研修方法」がある場合に、研修の方法を具体的に記載すること。通知の5.（5）②の患者に対する実技を行う実習の前に行うペーパーシミュレーション、ロールプレイ、模擬患者の活用、シミュレーターの利用等のシミュレーションによる学習については、ここに記載すること。
- 10 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。なお、複数の特定行為区分の研修を行う場合や、特定行為区分の概要が複数頁にわたる場合は「(No.)」に通し番号を記入すること。

備考

- 1 様式2別紙1-4は、特定行為研修を行う全ての特定行為区分について記入し、1部作成すること。
- 2 「共通科目名又は区分別科目名」について、独自の科目名がある場合には、括弧書きで併記すること。
- 3 「研修方法」については、印刷教材による授業は「①印刷教材」、放送授業による場合は「②放送授業」、メディアを利用した授業の場合は「③メディア」の欄に「○」を記入すること。メディアの場合は、同時かつ双方向性に行われる場合は、「同時双方向かつ教室等以外の場所で履修」に、それ以外の場合は「それ以外」に「○」を記入すること。「④面接授業」については、講義又は演習を通信等で行う授業を行う場合であって、併せて講義又は演習を面接授業で行っている場合は、「○」を記入すること。
- 4 「①印刷教材」又は「②放送授業」の場合で、添削等による指導を併せて行っている場合は「a 添削等による指導を実施」に「○」を記入すること。
- 5 「③メディア」の場合でかつ「それ以外」の場合は、併せて行う指導の方法について、「b-i 指導補助者が対面で指導を実施」、「b-ii 授業後すみやかに指導者又は指導補助者がインターネット等で指導を実施」のいずれかの該当するものに「○」を記入すること。
- 6 「③メディア」の場合でかつ「それ以外」の場合については、意見交換の機会を設けている場合は、「c 意見交換の機会の確保」の欄に「○」を記入すること。
- 7 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。

備考

- 1 本様式は、変更が生じた特定行為区分についてのみ記載すること。
- 2 ①に指定研修機関の名称を記入し、指定研修機関において行う特定行為研修について、③研修を行う特定行為区分、④共通科目の定員数、⑤特定行為区分ごとの定員数を記入すること。
- 3 「②講義、演習又は実習を行う施設名」については、講義、演習又は実習を行う施設（指定研修機関を含む）について記入すること。
- 4 患者に対する実習を行う施設については、施設ごとに、③研修を行う特定行為区分、⑤特定行為区分ごとの定員数を記入すること。患者に対する実習を行わない施設については、②講義、演習又は実習を行う施設名のみの記入でよいこと。定員数については、年度内に同一の特定行為研修を複数回実施する場合は、1回の定員数を記入すること。
- 5 記入欄が足りない場合は、行を追加して記入すること。なお複数頁にわたる場合は「(No.)」に通し番号を記入すること。

9. 通信により研修を行う場合の環境の整備状況

具体的な実施方法

通信の方法		/
主に学習する場所		
同時双方向性の確保		
通信環境トラブル対処		
学修の進捗管理		
添削指導		
設問解答		
質疑応答		
意見交換		
試験等評価の実施		

10. 医学教育用シミュレーター及び視聴覚教材等の整備状況

医学教育用シミュレーター 有 ・ 無 ・ 購入予定 医学教育用視聴覚教材 有 ・ 無 ・ 購入予定

11. 実習を行う施設の医療に関する安全管理のための体制

1) 医師の臨床研修病院の指定の有無	有 ・ 無	/
2) 特定機能病院の承認の有無	有 ・ 無	

3) 実習に係る安全管理に関する組織の設置状況

構成員	人数	/
実習を行う施設の管理者		
関係各部門の責任者		
医師である指導者		
その他		
	合計	

4) 実習に係る緊急時の対応に係る手順を記載した文書 有 ・ 無 ・ 作成中

5) 実習に係る患者からの相談に応じる体制の確保状況

患者の相談に応じる責任者	職種	役職	備考
患者の相談に応じる窓口の有無 有 ・ 無			

12. 実習を行うに当たり患者に対する説明の手順を記載した文書

有

無

13. 指定研修機関と協力施設との連携体制(協力施設の場合に記入)

<p>1) 指導方針の共有方法</p>		
<p>2) 関係者による定期的な会議の開催</p>	<p>開催頻度</p>	<p>回/年</p>
	<p>目的:</p>	
<p>3) その他特定行為研修についての連携</p>	<p>検討事項の概要</p>	

備考

- 1 様式2別紙2-2は、特定行為研修を行う特定行為区分に係る講義、演習又は実習を行う施設のうち、変更が生じた施設又は追加した施設について記入し、施設ごとに1部作成すること。
- 2 「5. 施設の代表者の氏名」は、学校にあっては設置者、病院にあっては開設者、法人その他の者にあってはその代表者の氏名記入すること。
- 3 「6. 特定行為研修の実施責任者の氏名等」は、協力施設の場合のみ記入すること。
- 4 「7. 当該施設で行う全ての特定行為研修」については、共通科目および区分別科目の名称、それぞれの研修方法及び研修を受ける看護師の定員数を記入すること。年度内に同一の特定行為研修を複数回実施する場合は、1回の定員数を記入すること。「研修方法」は、講義、演習又は実習の別を記入すること。
- 5 「8. 実習を行う施設における特定行為研修期間中の特定行為に係る症例数の見込み」については、実習を行う施設のみ記入すること。
- 6 「8. 実習を行う施設における特定行為研修期間中の特定行為に係る症例数の見込み」の「症例数の実績（概数）」は、指定の申請が行われる年度の前年度における当該施設の症例数の実績（概数）を記入すること。また、「症例数の見込み」は前年度の症例数の実績を参考に実習を行う期間の症例数の見込みを記入すること。
- 7 「9. 通信により研修を行う場合の環境の整備状況」は、通信による方法で特定行為研修を行う場合のみ記入すること。また、「具体的な実施方法」は、以下の点について記入すること。
 - ・「通信の方法」は、印刷教材、放送授業、メディアの別を記入すること。
 - ・「主に学習する場所」は自宅、指定研修機関内、協力施設内の別を記入すること。
 - ・「同時双方向性の確保」は、メディアによる授業であって、かつ同時双方向かつ教室等以外の場所でそれらを受講させる場合に、メディア利用する技術によって一体的に扱うことのできる情報の種類及び同時双方向性の程度を具体的に記入すること。
 - ・「学修の進捗管理」は、出席の確認や学修時間の確保の方法、受講者に勉学を促す方法等の概要を記入すること。
 - ・「添削指導」「設問解答」「質疑応答」については、その方法や工夫について記入すること。
 - ・「意見交換」については、受講生等の意見交換の場の確保の方法や工夫について記入すること。
 - ・「試験等評価の実施」は、試験等科目の履修の成果を評価する方法の概要を記入すること。
- 8 「10. 医学教育用シミュレーター及び視聴覚教材等の整備状況」については、整備されている場合は「有」を、整備されていない場合は「無」を、整備する予定がある場合は「購入予定」を選択すること。
- 9 「11. 実習を行う施設の医療に関する安全管理のための体制」は、患者に対する実習を行う施設のみ記入すること。
- 10 「11. 1) 医師の臨床研修病院の指定の有無」については、指定がある場合は「有」を選択し、また指定を受けていない場合は「無」を選択すること。
- 11 「11. 2) 特定機能病院の承認の有無」については、承認されている場合は「有」を、承認されていない場合は「無」を選択すること。
- 12 「11. 3) 実習に係る安全管理に関する組織の設置状況」は、実習に係る安全管理に関する組織の主な構成員について人数を記入すること。同一人物が構成員として複数の役割を兼務している場合には、再掲であることがわかるよう記載するとともに、合計人数については、再掲を除いた実人数を記載すること。
- 13 「11. 4) 実習に係る緊急時の対応に係る手順を記載した文書」は、有、無、作成中を選択し記入すること。
- 14 「11. 5) 実習に係る患者からの相談に応じる体制の確保状況」の「患者の相談に応じる窓口の有無」については、整備されている場合は「有」を、整備されていない場合は「無」を選択すること。
- 15 「12. 実習を行うに当たり患者に対する説明の手順を記載した文書」は、患者に対する実習を行う施設のみ記入すること。
- 16 「13. 指定研修機関と協力施設の連携体制」については、協力施設の場合に記入すること。2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う場合であって、特定行為区分ごとに「指導方針の共有方法」「関係者による定期的な会議の開催」「その他特定行為研修についての連携」の内容が異なる場合は、特定行為区分ごとに区別して記入すること。
- 17 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。

令和 年 月 日

協 力 施 設 承 諾 書

施設名

所在地

代表者

印

下記の特定行為研修の実施に連携協力することについて、承諾いたします。

記

指定研修機関名

研修を行う特定行為区分等の名称	
	共通科目
	呼吸器（気道確保に係るもの）関連
	呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連
	呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連
	循環器関連
	心嚢ドレーン管理関連
	胸腔ドレーン管理関連
	腹腔ドレーン管理関連
	ろう孔管理関連
	栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連
	栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連
	創傷管理関連
	創部ドレーン管理関連
	動脈血液ガス分析関連
	透析管理関連
	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
	感染に係る薬剤投与関連
	血糖コントロールに係る薬剤投与関連
	術後疼痛管理関連
	循環動態に係る薬剤投与関連
	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連
	皮膚損傷に係る薬剤投与関連

備考

- 1 様式2別紙3は、協力施設ごとに記入すること。
- 2 「代表者」は、学校にあっては設置者、病院にあっては開股者、法人その他の者にあってはその代表者の氏名を記入すること。
- 3 「研修を行う特定行為区分等の名称」は、指定研修機関と連携協力して行おうとする特定行為研修に係る特定行為区分の名称について「○」を記入すること。共通科目を実施する場合は共通科目に「○」を記入すること。

指定研修機関番号

指定研修機関名

特定行為研修管理委員会の構成員の氏名等

	氏名	職種	所属する団体の名称	役職名	役割	備考
1	フリガナ					
2	フリガナ					
3	フリガナ					
4	フリガナ					
5	フリガナ					
6	フリガナ					
7	フリガナ					
8	フリガナ					
9	フリガナ					
10	フリガナ					
11	フリガナ					
12	フリガナ					
13	フリガナ					
14	フリガナ					
15	フリガナ					
16	フリガナ					
17	フリガナ					
18	フリガナ					
19	フリガナ					
20	フリガナ					

備考

- 1 様式2別紙4は、最上欄は、特定行為研修管理委員会の委員長の氏名等を記入し、「役割」欄にその旨を記入すること。
- 2 「所属する団体の名称」は、当該構成員が所属する団体の名称を記入すること。複数の団体に所属する場合は、主に所属する団体の名称を記入すること。所属する団体がない場合は、その旨を記入すること。
- 3 「役職名」は、当該構成員が所属する団体での役職名を記入すること。所属する団体での役職名がない場合は、その旨を記入すること。
- 4 特定行為研修に関する事務の責任者又はこれに準ずる者、特定行為研修の責任者並びに指定研修機関及び講義、演習又は実習を行う施設外に所属する者については、「役割」欄にその旨を記入すること。
- 5 記入欄が足りない場合は、行を追加し使用すること。なお複数頁にわたる場合は「(No.)」に通し番号を記入すること。

備考

- 1 様式2別紙5は、協力施設を含む講義、演習又は実習を行う施設の特定行為研修の指導者（通信による方法により行う場合は指導補助者を含む。）について、特定行為区分ごとに記入すること。
- 2 共通科目の指導者について、複数の特定行為区分に係る特定行為研修を行う場合、共通科目の指導者が同一の区分については、いずれかの区分においてのみ記載すればよいこと。
- 3 「1. 担当分野（担当科目）」は、当該指導者が担当する共通科目名又は区分別科目名を記入すること。
- 4 「4. 所属する団体の名称」は、当該指導者が所属する団体の名称を記入すること。複数の団体に所属している場合は主に所属する団体名を、所属する団体がない場合は、その旨を記入すること。
- 5 「5. 役職」は、当該指導者が所属する団体での役職を記入すること。所属する団体での役職がない場合は、その旨を記載すること。
- 6 「7. 指導医講習会等の受講経験」は、指導者が医師又は歯科医師の場合に、医師の臨床研修に係る指導医講習会、歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の受講経験又は当該講習会に相当する研修の受講経験の有無について記入すること。また、「有」の場合は、受講年度と講習会の名称を記入すること。
- 7 「8. 特定行為研修指導者講習会の受講経験」については、特定行為研修に必要な指導方法等に関する講習会の受講経験の有無について記入すること。「有」の場合は、受講年度と受講した講習会の主催者名を記入すること。
- 8 「9. 特定行為研修の修了」については、指導者が看護師の場合に、特定行為研修の修了の有無について記入すること。「有」の場合は、修了した特定行為区分の名称を記入すること。また修了した区分数が多い場合は、別途特定行為区分名を記載した用紙を添付（様式自由）、又は特定行為研修修了証を添付してもよいこと。
- 9 「10. その他の資格・研修の受講経験」は、指導者の担当分野（担当科目）に関連する研修の受講経験又は資格を有する場合に、当該研修の受講年度及び名称又は当該資格の取得年及び名称を記入すること。
- 10 「11. 教育歴」は、大学等での教授経験およびその年数について記入すること。
- 11 実技試験（OSCE）を行う指導者又は指導補助者である場合は、備考欄にその旨を記入すること。
- 12 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。なお複数頁にわたる場合は「(No.)」に通し番号を記載すること。
- 13 備考欄に記入しきれない場合は、別途記載（様式自由）し添付してもよいこと。

特定行為区分変更申請書

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

指定研修機関名
代表者

印

保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令（平成27年厚生労働省令第33号）第10条の規定に基づき、別添のとおり特定行為区分の変更について申請いたします。

また、同令別表第4備考第5号の厚生労働大臣の認定についても、あわせて申請いたします。

記入日：令和 年 月 日

1. 指定研修 機関の名称	フリガナ		
2. 指定研修機関番号			
3. 所在地	郵便番号	—	都道府県
	フリガナ		
4. 電 話	—	—	5. FAX
			—
6. 代表者 の氏名	フリガナ		

本申請に関する問合せ窓口			
氏 名	フリガナ		
部署名			
電 話	—	—	(内線番号)
e-mail			

備考

- 1 「代表者」および「6. 代表者の氏名」は、学校にあっては設置者、病院にあっては開設者、法人その他の者にあってはその代表者の氏名を記入すること。
- 2 「□また、同令別表第4備考第5号の厚生労働大臣の認定についても、あわせて申請いたします。」については、領域別パッケージ研修を実施する場合にチェック（☑）を入れること。
- 3 「本申請に関する問合せ窓口」は、本様式3に関する問合せに対して回答できる者を記入すること。
- 4 「本申請に関する問合せ窓口」のメールアドレスについては、携帯電話のメールアドレスは使用しないこと。

指定研修機関番号

指定研修機関名

特定行為研修計画の概要

1. 特定行為研修の基本理念	2. 特定行為研修の目標
----------------	--------------

3. 特定行為研修を受ける看護師の定員数 ()

4. 特定行為区分

(1) 研修を行う特定行為区分の数 ()

区		バ	特定行為区分名	定員数		特定行為研修の責任者の氏名等				
				区	バ	氏名	所属する団体の名称	役職名	職種	
			呼吸器（気道確保に係るもの）関連							
			呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連							
			呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連							
			循環器関連							
			心嚢ドレーン管理関連							
			胸腔ドレーン管理関連							
			腹腔ドレーン管理関連							
			ろう孔管理関連							
			栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連							
			栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連							
			創傷管理関連							
			創部ドレーン管理関連							
			動脈血液ガス分析関連							
			透析管理関連							
			栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連							
			感染に係る薬剤投与関連							
			血糖コントロールに係る薬剤投与関連							
			術後疼痛管理関連							
			循環動態に係る薬剤投与関連							
			精神及び神経症状に係る薬剤投与関連							
			皮膚損傷に係る薬剤投与関連							

5. 領域別パッケージ研修の領域及び定員数

領域別パッケージ研修の領域	定員数
在宅・慢性期領域	
外科術後病棟管理領域	
術中麻酔管理領域	
救急領域	
外科基本領域	

6. 特定行為研修の実施期間

特定行為研修の実施期間

期間	年	月	日	～	年	月	日	ヶ月		
年度内に同一の特定行為研修を複数回実施する場合										
期間	年	月	日	～	年	月	日	ヶ月		
領域別パッケージ研修の実施期間										
領域名	在宅	期間	年	月	日	～	年	月	日	ヶ月
	外科術後	期間	年	月	日	～	年	月	日	ヶ月
	麻酔	期間	年	月	日	～	年	月	日	ヶ月
	救急	期間	年	月	日	～	年	月	日	ヶ月
	外科基本	期間	年	月	日	～	年	月	日	ヶ月

7. 通信を利用した授業の有無 有 無

共通科目での利用 有 無

区分別科目での利用 有 無

8. 特定行為研修の記録の保存方法 文書 電子

9. 履修免除の有無 有 無

有の場合の履修免除の規定の有無 有 無

10. 講義、演習又は実習を行う施設及び設備の概要 様式3別紙2に記入

11. 協力施設承諾書 様式3別紙3に記入

12. 特定行為研修管理委員会の構成員の氏名等 様式3別紙4に記入

13. 特定行為研修の指導者一覧 様式3別紙5に記入

14. 特定行為研修計画(進捗表を含む) 別途添付

備考

- 1 様式3別紙1-1は、新たに特定行為研修を行おうとする特定行為区分を含め、指定研修機関において実施する特定行為研修の全ての特定行為区分について記入し、1部作成すること。
- 2 「3. 特定行為研修を受ける看護師の定員数」については、年度内に同一の特定行為研修を複数回実施する場合は、1回の定員数を記入すること。
- 3 「4. 特定行為区分」の「(2) 実施する特定行為区分」は、新たに特定行為研修を行おうとする特定行為区分に「○」、既に特定行為研修を行っている特定行為区分に「●」を記入すること。記入に当たっては、研修の計画に応じ、以下の通りとすること。
 - ・当該特定行為区分内の特定行為に係る研修を免除せずに行う場合：「区」欄に「○」または「●」
 - ・当該特定行為区分を領域別パッケージ研修として行う場合：「パ」欄に「○」または「●」
 - ・上記2つの場合のいずれも行わない場合：「区」及び「パ」欄の両方に「○」または「●」
- 4 各特定行為区分の「定員数」の欄には、備考3に示す通り「○」または「●」を記入した欄に対応する欄にそれぞれ特定行為研修を受ける看護師の定員数を記入すること。
- 5 「5. 領域別パッケージ研修の領域及び定員数」については、実施する領域別パッケージ研修の領域に「○」を付け、当該領域別パッケージ研修の定員数を記入すること。
- 6 「6. 特定行為研修の実施期間」は、年度内に同一の特定行為研修を複数回実施する予定がある場合は、全ての特定行為研修について、それを開始する標準的な期日を記入すること。領域別パッケージ研修については、「領域別パッケージ研修の実施期間」に記入すること。
- 7 「7. 通信を利用した授業の有無」は、通信を利用する場合は「有」を、利用しない場合は「無」を選択すること。また共通科目、区分別科目での利用の有無を選択すること。
- 8 「8. 特定行為研修の記録の保存方法」は、文書又は電磁的記録の別を選択すること。
- 9 「9. 履修免除の有無」については、履修免除を行う場合に「有」を、行わない場合は「無」を選択すること。履修免除を行う場合で履修免除の規定を設けている場合は「有」を、設けていない場合は「無」を選択すること。なお、当該項目は、領域別パッケージ研修における、特定行為研修の一部を免除した研修を行うことには該当しないこと。
- 10 「10. 講義、演習又は実習を行う施設及び設備の概要」は、新たに特定行為研修を行おうとする全ての特定行為区分ごとに、様式3別紙2-1に記入し、1部作成すること。ただし、複数の特定行為区分を同時に実施する場合に、共通科目については、全ての特定行為区分ごとに重複して記載する必要は無いこと。様式3別紙2-2については、新たに特定行為研修を行おうとする特定行為区分に係る講義、演習又は実習を行う全ての施設及び設備ごとに記入し、1部ずつ作成すること。
- 11 「11. 協力施設承諾書」は、新たに特定行為研修を行おうとする特定行為区分に係る全ての協力施設ごとに様式3別紙3に記入し、1部ずつ作成すること。
- 12 「12. 特定行為研修管理委員会の構成員の氏名等」は、新たに特定行為研修を行おうとする特定行為区分に係る全ての特定行為研修管理委員会の構成員について、様式3別紙4に記入すること。
- 13 「13. 特定行為研修の指導者一覧」については、共通科目及び新たに特定行為研修を行おうとする全ての特定行為区分ごとに様式3別紙5に記入し1部作成すること。ただし、複数の特定行為区分を同時に実施する場合に、共通科目については、全ての特定行為区分ごとに重複して記載する必要は無いこと。
- 14 「14. 特定行為研修計画（進度表を含む）」については、新たに特定行為研修を行おうとする特定行為区分を含め、指定研修機関において実施する特定行為研修の全ての特定行為区分ごとに記入した特定行為研修計画を1部添付すること。いずれも様式は自由とする。ただし、複数の特定行為区分を同時に実施する場合に、共通科目については、全ての特定行為区分ごとに重複して記載する必要は無いこと。なお、進度表については、実習期間がわかるように記入すること。また、領域別パッケージ研修を実施する場合には、特定行為研修の一部を免除した研修を行うことがわかるように記入すること。
- 15 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。

特定行為研修計画の概要

共通科目の概要							
1. 共通科目の到達目標の設定の有無 有 ・ 無							
2. 共通科目の研修方法および時間数 共通科目の時間数の総計(④の合計) 時間							
① 共通科目名 (独自の科目名がある場合は括弧書きで併記)		時間数	② 研修方法			③ 評価 (上段:時間数、下段:方法を記入)	④ 時間数の合計
			講義	演習	実習		
臨床病態生理学		時間数					
		場所	自・協	自・協	自・協		
臨床推論		時間数					
		場所	自・協	自・協	自・協		
フィジカルアセスメント		時間数					
		場所	自・協	自・協	自・協		
臨床薬理学		時間数					
		場所	自・協	自・協	自・協		
疾病・臨床病態概論	主要疾患の臨床診断・治療	時間数					
		場所	自・協	自・協	自・協		
	状況に応じた臨床診断・治療	時間数					
		場所	自・協	自・協	自・協		
医療安全学		時間数					
		場所	自・協	自・協	自・協		
特定行為実践		時間数					
		場所	自・協	自・協	自・協		

備考

- 1 様式3別紙1-2は、「共通科目の概要」について、2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う場合、本様式に記入し1部作成すればよいこと。
- 2 「2. 共通科目の研修方法および時間数」の①共通科目名について、独自の科目名がある場合は括弧書きで併記すること。
- 3 「2. 共通科目の研修方法および時間数」の①共通科目について、「疾病・臨床病態概論」については、学ぶべき事項の「主要疾患の臨床診断・治療」と「状況に応じた臨床診断・治療」ごとに記入すること。また、「医療安全学」と「特定行為実践」については、一体的に記入しても差し支えないこと。
- 4 「2. 共通科目の研修方法および時間数」の「場所」については、自施設の場合は「自」、協力施設の場合は「協」を選択すること（両方に該当する場合は、両方選択すること）。研修を行う場所が、指定研修機関の指定を受けようとする施設等の場合は、自施設を選択すること。
- 5 「2. 共通科目の研修方法および時間数」の「③評価」については、上段に時間数、下段に評価方法を記入すること。評価方法は、通知の別紙7に示す評価方法（筆記試験、観察評価）を書くこと。
- 6 「2. 共通科目の研修方法および時間数」の「共通科目の時間数の総計」は、共通科目の全ての時間数の総計を記入し、単位は時間で記入すること。
- 7 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。

指定研修機関番号

指定研修機関名

特定行為研修計画の概要

区分別科目の概要(特定行為区分ごとに記載)

1. 特定行為区分の名称()

2. 区分別科目の到達目標の設定の有無 有 ・ 無

3. 区分別科目の研修方法および時間数 区分別科目の時間数の総計(⑤+⑩) 時間

1) 共通して学ぶ事項について ⑤小計(③の合計) 時間

共通して学ぶ事項	① ※独自の科目名がある場合のみ科目名を記入する	②研修方法			③時間数の合計	④評価方法
		講義 (時間数)	演習 (時間数)	実習 (症例数)		
		時間数				
	場所	自・協	自・協	自・協		

2) 特定行為ごとに学ぶ事項について ⑩小計(⑧の合計) 時間

特定行為ごとに学ぶ事項	⑥特定行為名 (独自の科目名がある場合は括弧書きで併記)	⑦研修方法			⑧時間数の合計	⑨評価方法
		講義 (時間数)	演習 (時間数)	実習 (症例数)		
		時間数又は症例数				
	場所	自・協	自・協	自・協		
	時間数又は症例数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
	時間数又は症例数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
	時間数又は症例数					
	場所	自・協	自・協	自・協		

3) 症例数として含まれる実習以外の研修方法

備考

- 1 様式3別紙1-3は、新たに特定行為研修を行おうとする全ての特定行為区分について、特定行為区分ごとに記入し、1部作成すること。
- 2 「3. 区分別科目の研修方法および時間数」の「時間数」の単位については、時間で記入すること。「区分別科目の時間数の総計」は区分別科目ごとの時間数の総計を記入すること。
- 3 「3. 区分別科目の研修方法および時間数」の1) 共通して学ぶ事項について、独自の科目名がある場合のみ①に科目名を記入すること。
- 4 「3. 区分別科目の研修方法および時間数」の2) 特定行為ごとに学ぶ事項については⑥に特定行為名を記入すること。独自の科目名がある場合には、括弧書きで併記すること。
- 5 「3. 区分別科目の研修方法および時間数」の「場所」については、自施設又は協力施設の該当する項目を選択すること（両方に該当する場合は、両方選択すること）。研修を行う場所が、指定研修機関の指定を受けようとする施設の場合は、自施設を選択すること。「自」は自施設、「協」は協力施設の意味とする。
- 6 「3. 区分別科目の研修方法および時間数」の「②・⑦研修方法の実習（症例数）」については、経験すべき症例数を記入すること。
- 7 「3. 区分別科目の研修方法および時間数」の「③・⑧講義と演習の時間数の合計」については、「②・⑦研修方法」の講義の時間数と演習の時間数の合計を記載すること。また、講義又は演習の時間数には、当該科目の評価のうち筆記試験に関する時間を含めて差し支えないこと。
- 8 「3. 区分別科目の研修方法および時間数」の「④・⑨評価方法」については、通知の別紙7に示す評価方法（筆記試験、実技試験、観察評価）を記入すること。
- 9 「3. 区分別科目の研修方法および時間数」の「3）症例数として含まれる実習以外の研修方法」がある場合に、研修の方法を具体的に記載すること。通知の5.（5）②の患者に対する実技を行う実習の前に行うペーパーシミュレーション、ロールプレイ、模擬患者の活用、シミュレーターの利用等のシミュレーションによる学習については、ここに記載すること。
- 10 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。なお、複数の特定行為区分の研修を行う場合や、特定行為区分の概要が複数頁にわたる場合は「(No.)」に通し番号を記入すること。

備考

- 1 様式3別紙1-4は、新たに特定行為研修を行おうとする全ての特定行為区分について記入し、1部作成すること。
- 2 「共通科目名又は区分別科目名」について、独自の科目名がある場合には、括弧書きで併記すること。
- 3 「研修方法」については、印刷教材による授業は「①印刷教材」、放送授業による場合は「②放送授業」、メディアを利用した授業の場合は「③メディア」の欄に「○」を記入すること。メディアの場合は、同時かつ双方向性に行われる場合は、「同時双方向かつ教室等以外の場所で履修」に、それ以外の場合は「それ以外」に「○」を記入すること。「④面接授業」については、講義又は演習を通信等で行う授業を行う場合であって、併せて講義又は演習を面接授業で行っている場合は、「○」を記入すること。
- 4 「①印刷教材」又は「②放送授業」の場合で、添削等による指導を併せて行っている場合は「a 添削等による指導を実施」に「○」を記入すること。
- 5 「③メディア」の場合でかつ「それ以外」の場合は、併せて行う指導の方法について、「b-i 指導補助者が対面で指導を実施」、「b-ii 授業後すみやかに指導者又は指導補助者がインターネット等で指導を実施」のいずれかの該当するものに「○」を記入すること。
- 6 「③メディア」の場合でかつ「それ以外」の場合については、意見交換の機会を設けている場合は、「c 意見交換の機会の確保」の欄に「○」を記入すること。
- 7 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。

備考

- 1 ①に指定研修機関名を記入し、指定研修機関において新たに行おうとする特定行為研修について、③研修を行う特定行為区分数、④共通科目の定員数、⑤特定行為区分ごとの定員数を記入すること。定員数については、年度内に同一の特定行為研修を複数回実施する場合は、1回の定員数を記入すること。
- 2 「②講義、演習又は実習を行う施設名」について、指定研修機関において新たに行おうとする特定行為研修の講義、演習又は実習を行う全ての施設（指定研修機関を含む）について記入すること。
- 3 患者に対する実習を行う施設については、施設ごとに、③研修を行う特定行為区分数、⑤特定行為区分ごとの定員数を記入すること。患者に対する実習を行わない施設については、②講義、演習又は実習を行う施設名のみの記入でよいこと。
- 4 記入欄が足りない場合は、行を追加して記入すること。なお複数頁にわたる場合は「(No.)」に通し番号を記入すること。

9. 通信により研修を行う場合の環境の整備状況

具体的な実施方法

通信の方法		/
主に学習する場所		
同時双方向性の確保		
通信環境トラブル対処		
学修の進捗管理		
添削指導		
設問解答		
質疑応答		
意見交換		
試験等評価の実施		

10. 医学教育用シミュレーター及び視聴覚教材等の整備状況

医学教育用シミュレーター 有 ・ 無 ・ 購入予定 医学教育用視聴覚教材 有 ・ 無 ・ 購入予定

11. 実習を行う施設の医療に関する安全管理のための体制

1) 医師の臨床研修病院の指定の有無 有 ・ 無

2) 特定機能病院の承認の有無 有 ・ 無

3) 実習に係る安全管理に関する組織の設置状況

構成員	人数	/
実習を行う施設の管理者		
関係各部門の責任者		
医師である指導者		
その他		
	合計	

4) 実習に係る緊急時の対応に係る手順を記載した文書 有 ・ 無 ・ 作成中

5) 実習に係る患者からの相談に応じる体制の確保状況

患者の相談に応じる責任者	職種	役職	備考
患者の相談に応じる窓口の有無 有 ・ 無			

12. 実習を行うに当たり患者に対する説明の手順を記載した文書

有

無

13. 指定研修機関と協力施設との連携体制(協力施設の場合に記入)

1) 指導方針の共有方法		
2) 関係者による定期的な会議の開催	開催頻度	回/年
	目的:	
3) その他特定行為研修についての連携	検討事項の概要	

備考

- 1 様式3別紙2-2は、新たに特定行為研修を行おうとする特定行為区分に係る講義、演習又は実習を行う全ての施設について記入し、施設ごとに1部作成すること。
- 2 「5. 施設の代表者の氏名」は、学校にあっては設置者、病院にあっては開設者、法人その他の者にあってはその代表者の氏名を記入すること。
- 3 「6. 特定行為研修の実施責任者の氏名等」は、協力施設の場合のみ記入すること。
- 4 「7. 当該施設で行う全ての特定行為研修」については、共通科目および区分別科目の名称、それぞれの研修方法及び研修を受ける看護師の定員数を記入すること。年度内に同一の特定行為研修を複数回実施する場合は、1回の定員数を記入すること。「研修方法」は、講義、演習又は実習の別を記入すること。
- 5 「8. 実習を行う施設における特定行為研修期間中の特定行為に係る症例数の見込み」については、実習を行う施設のみ記入すること。
- 6 「8. 実習を行う施設における特定行為研修期間中の特定行為に係る症例数の見込み」の「症例数の実績（概数）」は、指定の申請が行われる年度の前年度における当該施設の症例数の実績（概数）を記入すること。また、「症例数の見込み」は前年度の症例数の実績を参考に実習を行う期間の症例数の見込みを記入すること。
- 7 「9. 通信により研修を行う場合の環境の整備状況」は、通信による方法で特定行為研修を行う場合のみ記入すること。また、「具体的な実施方法」は、以下の点について記入すること。
 - ・「通信の方法」は、印刷教材、放送授業、メディアの別を記入すること。
 - ・「主に学習する場所」は自宅、指定研修機関内、協力施設内の別を記入すること。
 - ・「同時双方向性の確保」は、メディアによる授業であって、かつ同時双方向かつ教室等以外の場所でそれらを受講させる場合に、メディア利用する技術によって一体的に扱うことのできる情報の種類及び同時双方向性の程度を具体的に記入すること。
 - ・「学修の進捗管理」は、出席の確認や学修時間の確保の方法、受講者に勉学を促す方法等の概要を記入すること。
 - ・「添削指導」「設問解答」「質疑応答」については、その方法や工夫について記入すること。
 - ・「意見交換」については、受講生等の意見交換の場の確保の方法や工夫について記入すること。
 - ・「試験等評価の実施」は、試験等科目の履修の成果を評価する方法の概要を記入すること。
- 8 「10. 医学教育用シミュレーター及び視聴覚教材等の整備状況」については、整備されている場合は「有」を、整備されていない場合は「無」を、整備する予定がある場合は「購入予定」を選択すること。
- 9 「11. 実習を行う施設の医療に関する安全管理のための体制」は、患者に対する実習を行う施設のみ記入すること。
- 10 「11. 1) 医師の臨床研修病院の指定の有無」については、指定がある場合は「有」を選択し、また指定を受けていない場合は「無」を選択すること。
- 11 「11. 2) 特定機能病院の承認の有無」については、承認されている場合は「有」を、承認されていない場合は「無」を選択すること。
- 12 「11. 3) 実習に係る安全管理に関する組織の設置状況」は、実習に係る安全管理に関する組織の主な構成員について人数を記入すること。同一人物が構成員として複数の役割を兼務している場合には、再掲であることがわかるよう記載するとともに、合計人数については、再掲を除いた実人数を記載すること。
- 13 「11. 4) 実習に係る緊急時の対応に係る手順を記載した文書」は、有、無、作成中を選択し記入すること。
- 14 「11. 5) 実習に係る患者からの相談に応じる体制の確保状況」の「患者の相談に応じる窓口の有無」については、整備されている場合は「有」を、整備されていない場合は「無」を選択すること。
- 15 「12. 実習を行うに当たり患者に対する説明の手順を記載した文書」は、患者に対する実習を行う施設のみ記入すること。
- 16 「13. 指定研修機関と協力施設の連携体制」については、協力施設の場合に記入すること。2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う場合であって、特定行為区分ごとに「指導方針の共有方法」「関係者による定期的な会議の開催」「その他特定行為研修についての連携」の内容が異なる場合は、特定行為区分ごとに区別して記入すること。
- 17 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。

令和 年 月 日

協力施設承諾書

施設名

所在地

代表者

印

下記の特定期間研修の実施に連携協力することについて、承諾いたします。

記

指定研修機関名

研修を行う特定行為区分等の名称	
	共通科目
	呼吸器（気道確保に係るもの）関連
	呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連
	呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連
	循環器関連
	心嚢ドレーン管理関連
	胸腔ドレーン管理関連
	腹腔ドレーン管理関連
	ろう孔管理関連
	栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連
	栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連
	創傷管理関連
	創部ドレーン管理関連
	動脈血液ガス分析関連
	透析管理関連
	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
	感染に係る薬剤投与関連
	血糖コントロールに係る薬剤投与関連
	術後疼痛管理関連
	循環動態に係る薬剤投与関連
	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連
	皮膚損傷に係る薬剤投与関連

備考

- 1 様式3別紙3は、協力施設ごとに記入すること。本様式は新たに特定行為研修を行おうとする特定行為区分について記入すること。
- 2 「代表者」は、学校にあつては設置者、病院にあつては開設者、法人その他の者にあつてはその代表者の氏名を記入すること。
- 3 「研修を行う特定行為区分等の名称」は、指定研修機関と連携協力して行おうとする特定行為研修に係る特定行為区分の名称について「○」を記入すること。共通科目を実施する場合は共通科目に「○」を記入すること。

指定研修機関番号

指定研修機関名

特定行為研修管理委員会の構成員の氏名等

	氏名	職種	所属する団体の名称	役職名	役割	備考
1	フリガナ					
2	フリガナ					
3	フリガナ					
4	フリガナ					
5	フリガナ					
6	フリガナ					
7	フリガナ					
8	フリガナ					
9	フリガナ					
10	フリガナ					
11	フリガナ					
12	フリガナ					
13	フリガナ					
14	フリガナ					
15	フリガナ					
16	フリガナ					
17	フリガナ					
18	フリガナ					
19	フリガナ					
20	フリガナ					

備考

- 1 様式3別紙4は、最上欄は、特定行為研修管理委員会の委員長の氏名等を記入し、「役割」欄にその旨を記入すること。
- 2 「所属する団体の名称」は、当該構成員が所属する団体の名称を記入すること。複数の団体に所属する場合は、主に所属する団体の名称を記入すること。所属する団体がない場合は、その旨を記入すること。
- 3 「役職名」は、当該構成員が所属する団体での役職名を記入すること。所属する団体での役職名がない場合は、その旨を記入すること。
- 4 特定行為研修に関する事務の責任者又はこれに準ずる者、特定行為研修の責任者並びに指定研修機関及び講義、演習又は実習を行う施設外に所属する者については、「役割」欄にその旨を記入すること。
- 5 記入欄が足りない場合は、行を追加し使用すること。なお複数頁にわたる場合は「(No.)」に通し番号を記入すること。

備考

- 1 様式3別紙5は、協力施設を含む講義、演習又は実習を行う施設の全ての特定行為研修の指導者（通信による方法により行う場合は指導補助者を含む。）について、新たに行おうとする特定行為区分ごとに記入すること。
- 2 共通科目の指導者について、複数の特定行為区分に係る特定行為研修を行う場合、共通科目の指導者が同一の区分については、いずれかの区分においてのみ記載すればよいこと。
- 3 「1. 担当分野（担当科目）」は、当該指導者が担当する共通科目名又は区分別科目名を記入すること。
- 4 「4. 所属する団体の名称」は、当該指導者が所属する団体の名称を記入すること。複数の団体に所属している場合は主に所属する団体名を、所属する団体が無い場合は、その旨を記入すること。
- 5 「5. 役職」は、当該指導者が所属する団体での役職を記入すること。所属する団体での役職がない場合は、その旨を記載すること。
- 6 「7. 指導医講習会等の受講経験」は、指導者が医師又は歯科医師の場合に、医師の臨床研修に係る指導医講習会、歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の受講経験又は当該講習会に相当する研修の受講経験の有無について記入すること。また、「有」の場合は、受講年度と講習会の名称を記入すること。
- 7 「8. 特定行為研修指導者講習会の受講経験」については、特定行為研修に必要な指導方法等に関する講習会の受講経験の有無について記入すること。「有」の場合は、受講年度と受講した講習会の主催者名を記入すること。
- 8 「9. 特定行為研修の修了」については、指導者が看護師の場合に、特定行為研修の修了の有無について記入すること。「有」の場合は、修了した特定行為区分の名称を記入すること。また修了した区分数が多い場合は、別途特定行為区分名を記載した用紙を添付（様式自由）、又は特定行為研修修了証を添付してもよいこと。
- 9 「10. その他の資格・研修の受講経験」は、指導者の担当分野（担当科目）に関連する研修の受講経験又は資格を有する場合に、当該研修の受講年度及び名称又は当該資格の取得年及び名称を記入すること。
- 10 「11. 教育歴」は、大学等での教授経験およびその年数について記入すること。
- 11 実技試験（OSCE）を行う指導者又は指導補助者である場合は、備考欄にその旨を記入すること。
- 12 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。なお複数頁にわたる場合は「(No.)」に通し番号を記載すること。
- 13 備考欄に記入しきれない場合は、別途記載（様式自由）し添付してもよいこと。

年次報告書

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

指定研修機関名
代表者

印

保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令（平成27年厚生労働省令第33号）第11条の規定に基づき、年次報告書を提出いたします。

記入日：令和 年 月 日

本報告に関する問合せ窓口			
氏名	フリガナ		
部署名			
電話	-	-	(内線番号) <input type="text"/>
e-mail			

1. 指定研修機関の名称	フリガナ			
2. 指定研修機関番号				
3. 所在地	郵便番号	-	都道府県	<input type="text"/>
	フリガナ			
4. 電話	-	-	5. FAX	- -
6. 代表者の氏名	フリガナ			
7. 講義、演習又は実習を行う施設及び設備の状況	* 別紙 1-1、1-2 に記入			
8. 特定行為研修管理委員会の開催実績	実施回数	回		
	主な議事内容：			

9. 特定行為区分ごとの特定行為研修の実施状況

特定行為区分の名称		特定行為研修の実施期間				受講者数	修了者数
		前年度	年 月 日～	年 月 日	年 月 日		
		前年度	年 月 日～	年 月 日			
		当該年度	年 月 日～	年 月 日			
		前年度	年 月 日～	年 月 日			
		当該年度	年 月 日～	年 月 日			
		前年度	年 月 日～	年 月 日			
		当該年度	年 月 日～	年 月 日			
		前年度	年 月 日～	年 月 日			
		当該年度	年 月 日～	年 月 日			
		前年度	年 月 日～	年 月 日			
		当該年度	年 月 日～	年 月 日			
		前年度	年 月 日～	年 月 日			
		当該年度	年 月 日～	年 月 日			
		前年度	年 月 日～	年 月 日			
		当該年度	年 月 日～	年 月 日			
	在宅・慢性期領域	前年度	年 月 日～	年 月 日			
		当該年度	年 月 日～	年 月 日			
	外科術後病棟管理領域	前年度	年 月 日～	年 月 日			
		当該年度	年 月 日～	年 月 日			
	術中麻酔管理領域	前年度	年 月 日～	年 月 日			
		当該年度	年 月 日～	年 月 日			
	救急領域	前年度	年 月 日～	年 月 日			
		当該年度	年 月 日～	年 月 日			
	外科系基本領域	前年度	年 月 日～	年 月 日			
		当該年度	年 月 日～	年 月 日			

領域別パッケージ研修

備考

- 1 「本報告に関する問合せ窓口」は、様式4に関する問合せに対して回答できる作成責任者を記入すること。
- 2 「本報告に関する問合せ窓口」のメールアドレスについては、携帯電話のメールアドレスは使用しないこと。
- 3 「6. 代表者の氏名」は、学校にあつては設置者、病院にあつては開設者、法人その他の者にあつてはその代表者の氏名を記入すること。
- 4 「7. 講義、演習又は実習を行う施設及び設備の状況」は、特定行為研修を行った全ての特定行為区分ごとに、講義、演習又は実習を行う全ての施設及び設備について別紙1-1、別紙1-2に記入すること。
- 5 「9. 特定行為区分ごとの特定行為研修の実施状況」は、特定行為研修を実施している特定行為区分の欄に、特定行為研修の実施期間、受講者数、修了者数を記入すること。なお、同一年度に同一の特定行為研修を複数回実施している場合は、特定行為研修を実施した期間ごとに受講者数及び修了者数を記入すること。複数年度にわたって特定行為研修を実施している場合は、それぞれの特定行為研修を実施した期間ごとに受講者数及び修了者数を記入すること。
- 6 領域別パッケージ研修を行った場合は、領域別パッケージ研修ごとに研修の実施状況を記入すること。
- 7 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。

備考

- 1 本様式については、指定研修機関及び講義、演習又は実習を行う施設ごとに、特定行為研修を行った特定行為区分ごとに項目を記入し、1部作成すること。
- 2 指定研修機関は、①に指定研修機関名を記入し、指定研修機関において③研修を行った特定行為区分、④共通科目の受講者数、⑤特定行為研修を受講した看護師数を記入すること。年度内に同一の特定行為研修を複数回実施した場合は、年間の受講者数の延べ人数を記入すること。
- 3 「②講義、演習又は実習を行う施設名」については、講義、演習又は実習を行った全ての施設（指定研修機関を含む）について記入すること。
- 4 患者に対する実習を行う施設は、③研修を行った特定行為区分、⑤特定行為研修を受けた看護師数を記入すること。患者に対する実習を行わない施設については、②講義、演習又は実習を行う施設名のみを記入でよいこと。
- 5 記入欄が足りない場合は、行を追加して記入すること。なお複数頁にわたる場合は「(No.)」に通し番号を記入すること。

9. 症例数が不足した場合の対応の実施状況

10. 通信により研修を行う場合の環境の整備状況

具体的な実施方法

通信の方法		
主に学習する場所		
同時双方向性の確保		
通信環境トラブル対処		
学修の進捗管理		
添削指導		
設問解答		
質疑応答		
意見交換		
試験等評価の実施		

11. 指定研修機関と協力施設との連携体制(協力施設の場合に記入)

1) 指導方針の共有方法		
2) 関係者による定期的な会議の開催	開催頻度	回／年
	目的:	
	検討事項の概要	
3) その他特定行為研修についての連携		

備考

- 1 本様式は、講義、演習又は実習を行った全ての施設について記入し、施設ごとに1部作成すること。
- 2 「5. 施設の代表者の氏名」は、学校にあっては設置者、病院にあっては開設者、法人その他の者にあってはその代表者の氏名を記入すること。
- 3 「6. 特定行為研修の実施責任者の氏名等」は、協力施設の場合のみ記入すること。
- 4 「7. 当該施設で行う全ての特定行為研修」については、共通科目および区別科目の名称、それぞれの研修方法及び研修を受けた看護師の数を記入すること。「研修方法」は、講義、演習又は実習の別を記入すること。
- 5 「8. 実習を行う施設における特定行為研修期間中の特定行為に係る症例数の総数」については、実習を行った施設のみ記入すること。
- 6 「8. 実習を行う施設における特定行為研修期間中の特定行為に係る症例数の総数」の「症例数の総数」は、報告の対象となる年度における当該施設において受講生が経験した特定行為の症例数の総数を記入すること。
- 7 「9. 症例数が不足した場合の対応状況」は症例数が不足した場合に対応した状況を記入すること。
- 8 「10. 通信により研修を行う場合の環境の整備状況」は、通信による方法で特定行為研修を行った場合のみ記入すること。
また、「具体的な実施方法」は、以下の点について記入すること。
 - ・「通信の方法」は、印刷教材、放送授業、メディアの別を記入すること。
 - ・「主に学習する場所」は自宅、指定研修機関内、協力施設内の別を記入すること。
 - ・「同時双方向性の確保」は、メディアによる授業であって、かつ同時双方向かつ教室等以外の場所でそれらを受講させる場合に、メディア利用する技術によって一体的に扱うことのできる情報の種類及び同時双方向性の程度を具体的に記入すること。
 - ・「学修の進捗管理」は、出席の確認や学修時間の確保の方法、受講者に勉学を促す方法等の概要を記入すること。
 - ・「添削指導」「設問解答」「質疑応答」については、その方法や工夫について記入すること。
 - ・「意見交換」については、受講生等の意見交換の場の確保の方法や工夫について記入すること。
 - ・「試験等評価の実施」は、試験等科目の履修の成果を評価する方法の概要を記入すること。
- 9 「11. 指定研修機関と協力施設の連携体制」については、協力施設の場合に記入すること。2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う場合であって、特定行為区分ごとに「指導方針の共有方法」「関係者による定期的な会議の開催」「その他特定行為研修についての連携」の内容が異なる場合は、特定行為区分ごとに区別して記入すること。
- 10 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。

指定取消申請書

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

指定研修機関名
代表者

印

保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令（平成27年厚生労働省令第33号）第14条の規定に基づき、以下のとおり指定研修機関の指定の取消しを申請いたします。

指定研修機関名：	
指定の取消しを受けようとする理由：	
指定の取消しを受けようとする期日	令和 年 月 日
現に特定行為研修を受けている看護師があるとき	受講者数（ 名）
	上記の受講者に対する措置
特定行為研修を受ける予定の看護師があるとき	受入予定数（ 名）
	上記の者に対する措置

備考

- 1 「代表者」は、学校にあつては設置者、病院にあつては開設者、法人その他の者にあつてはその代表者の氏名を記入すること。
- 2 必要がある場合は、統紙（様式自由）に記入して添付すること。
- 3 「現に特定行為研修を受けている看護師があるとき」の「上記の受講者に対する措置」は、受講者の特定行為研修の修了の見込みを記入すること。また、受講者を他の指定研修機関に引継ぎ、継続して特定行為研修を受講させる場合には、当該指定研修機関の名称及び所在地を記入すること。

特定行為研修修了証

フリガナ			
氏名	(姓)	(名)	
看護師籍の登録番号 及び登録年月日	第	号	
	昭和 平成 令和	年	月 日
生年月日	昭和 平成 令和	年	月 日
修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称			
特定行為研修を修了した年月日	令和	年	月 日
特定行為研修を実施した 指定研修機関の指定研修 機関番号及び名称	指定研修機関番号		
	指定研修機関の名称		

指定研修機関変更届出書

(省令改正に伴う変更届出)

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

指定研修機関名
代表者

印

保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令（平成27年厚生労働省令第33号）第9条の規定に基づき、以下のとおり変更があったので届け出ます。

また、同令別表第4備考第5号の厚生労働大臣の認定についても、あわせて申請いたします。

1. 変更があった事項			
事項	内容		変更後の研修を開始した年月日
特定行為研修の共通科目の内容（学ぶべき事項）に関する変更	改正後の通知別紙3の学ぶべき事項を満たす研修内容への変更。別添のとおり。		令和 年 月 日
特定行為研修の時間数の変更	2. 変更後の特定行為研修の研修方法及び時間数のとおり。		令和 年 月 日
領域別パッケージ研修の実施	在宅・慢性期領域	研修期間： 定員数： 人	令和 年 月 日
	外科術後病棟管理領域	研修期間： 定員数： 人	令和 年 月 日
	術中麻酔管理領域	研修期間： 定員数： 人	令和 年 月 日
	救急領域	研修期間： 定員数： 人	令和 年 月 日
	外科系基本領域	研修期間： 定員数： 人	令和 年 月 日

指定研修機関名

2. 変更後の特定行為研修の研修方法及び時間数

1) 共通科目の研修方法及び時間数		共通科目の時間数の総計(④の合計)			時間	
① 共通科目の各科目 (独自の科目名がある場合は括弧書きで併記)		② 研修方法			③ 評価 (上段: 時間数、下段: 方法を記入)	④ 時間数の合計
		講義 (時間数)	演習 (時間数)	実習 (時間数)		
臨床病態生理学	時間数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
臨床推論	時間数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
フィジカルアセスメント	時間数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
臨床薬理学	時間数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
疾病・臨床病態概論	主要疾患の臨床診断・治療	時間数				
		場所	自・協	自・協	自・協	
	状況に応じた臨床診断・治療	時間数				
		場所	自・協	自・協	自・協	
医療安全学	時間数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
特定行為実践	時間数					
	場所	自・協	自・協	自・協		

2) 特定行為区分ごとの研修方法及び時間数

⑤ 特定行為区分		⑥ 研修方法			⑦ 時間数の合計	⑧ 評価方法
		講義 (時間数)	演習 (時間数)	実習 (症例数)		
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	時間又は症例数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	時間又は症例数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	時間又は症例数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
循環器関連	時間又は症例数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
心嚢ドレーン管理関連	時間又は症例数					
	場所	自・協	自・協	自・協		

胸腔ドレーン管理関連	時間又は症例数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
腹腔ドレーン管理関連	時間又は症例数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
ろう孔管理関連	時間又は症例数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	時間又は症例数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル）関連	時間又は症例数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
創傷管理関連	時間又は症例数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
創部ドレーン管理関連	時間又は症例数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
動脈血液ガス分析関連	時間又は症例数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
透析管理関連	時間又は症例数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	時間又は症例数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
感染に係る薬剤投与関連	時間又は症例数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	時間又は症例数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
術後疼痛管理関連	時間又は症例数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
循環動態に係る薬剤投与関連	時間又は症例数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	時間又は症例数					
	場所	自・協	自・協	自・協		
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	時間又は症例数					
	場所	自・協	自・協	自・協		

備考

- 1 本様式は、省令改正に伴い、特定行為研修の時間数を変更する場合及び領域別パッケージ研修を実施する場合に提出すること。
- 2 本様式は、変更が生じた日から起算して1月以内に届け出ること。
- 3 「□また、同令別表第4備考第5号の厚生労働大臣の認定についても、あわせて申請いたします。」については、領域別パッケージ研修を実施する場合にチェック(☑)を入れること。
- 4 「1. 変更があった事項」は、事項欄の該当する事項に「○」を記入すること。
- 5 「1. 変更があった事項」の「特定行為研修の共通科目の内容(学ぶべき事項)に関する変更」に該当する場合は、研修内容が別紙3で示す学ぶべき事項を満たしていることがわかる文書(シラバス等)を添付すること。
- 6 「1. 変更があった事項」の「特定行為研修の時間数の変更」に該当する場合は、「2. 変更後の特定行為研修の研修方法及び時間数」について記載すること。
- 7 「1. 変更があった事項」の「特定行為研修の時間数の変更」に該当する場合は、本届出に変更後の特定行為研修計画を添付すること。なお、指定研修機関において、共通科目の各科目及び区分別科目について、統合又は分割した場合あるいは独自の科目名を設定した場合は、当該科目に対応する共通科目の各科目及び区分別科目の科目名について特定行為研修計画に記載し、突合表等を添付すること。
- 8 「1. 変更があった事項」の「領域別パッケージ研修の実施」に該当する場合は、実施する領域別に、特定行為研修を受ける看護師の定員数、研修期間について記載すること。
- 9 「2. 変更後の特定行為研修の研修方法及び時間」の「2) 特定行為区分ごとの研修方法及び時間数」は、研修を行っている特定行為区分について記入すること。
- 10 「2. 共通科目の研修方法および時間数」の①共通科目について、「疾病・臨床病態概論」については、学ぶべき事項の「主要疾患の臨床診断・治療」と「状況に応じた臨床診断・治療」ごとに記入すること。また、「医療安全学」と「特定行為実践」については、一体的に記入しても差し支えないこと。
- 11 「2. 変更後の特定行為研修の研修方法および時間」の「研修方法及び時間数」の「場所」については、自施設の場合は「自」、協力施設の場合は「協」を選択すること(両方に該当する場合は、両方選択すること)。研修を行う場所が、指定研修機関の場合は、「自」を選択すること。
- 12 「2. 変更後の特定行為研修の研修方法および時間」の「実習(症例数)」については、当該特定行為区分に複数の特定行為がある場合で、各特定行為で経験すべき症例数が同一の場合には、「各●」(●は症例数)と記入し、特定行為により経験すべき症例数が異なる場合は、行を追加して記入すること。
- 13 「2. 変更後の特定行為研修の研修方法および時間」の「③評価」については、上段に時間数、下段に評価方法を記入すること。評価方法は、通知の別紙7に示す評価方法(筆記試験、実技試験、観察評価)を書くこと。
- 14 「2. 変更後の特定行為研修の研修方法および時間」の「⑦評価方法」については、通知の別紙7に示す評価方法(筆記試験、実技試験、観察評価)を書くこと。
- 15 「2. 変更後の特定行為研修の研修方法および時間」の「⑧時間数の合計」については、「⑥研修方法」の講義の時間数と演習の時間数の合計を記載すること。また、講義又は演習の時間数には、当該科目の評価のうち筆記試験に関する時間を含めて差し支えないこと。
- 16 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。
- 17 この様式を使用できる者は、令和2年2月までに指定研修機関としての指定を受けた者に限る。
- 18 この様式は令和5年3月31日まで使用可能とする。

指定研修機関の指定の申請等に係る提出書類一覧

○指定研修機関の指定の申請

提出すべき書類及び添付書類	摘要	注意事項
指定申請書	様式1	
特定行為研修計画の概要	様式1別紙1-1 様式1別紙1-2 様式1別紙1-3 様式1別紙1-4	
講義、演習又は実習を行う施設及び設備の概要一覧	様式1別紙2-1	
講義、演習又は実習を行う施設及び施設の概要	様式1別紙2-2	
協力施設承諾書	様式1別紙3	協力施設がある場合は提出すること
特定行為研修管理委員会の構成員の氏名等	様式1別紙4	
特定行為研修の指導者一覧	様式1別紙5	
特定行為研修計画	添付書類	
定款又は寄附行為及び登記事項証明書	添付書類	指定の申請を行う者が法人の場合は添付すること

○変更の届出

変更事項 提出すべき書類 及び添付書類	変更事項									摘要	注意事項	
	名称又は所在地	特定行為研修に係る特定行為区分※	特定行為研修の内容	特定行為研修のために利用することができる施設	構成員	特定行為研修管理委員会の	特定行為研修の責任者	その担当分野	特定行為研修の指導者及び			特定行為研修を受ける 看護師の定員
指定研修機関変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	様式2	
特定行為研修計画の概要											様式2別紙1-1 様式2別紙1-2 様式2別紙1-3 様式2別紙1-4	変更の内容に応じ提出すること
講義、演習又は実習を行う施設及び設備の概要一覧				○							様式2別紙2-1	
講義、演習又は実習を行う施設及び施設の概要				○							様式2別紙2-2	
協力施設承諾書				○							様式2別紙3	協力施設がある場合は提出すること
特定行為研修管理委員会の構成員の氏名等					○						様式2別紙4	

特定行為研修の指導者一覧							○		様式2別紙5	
変更後の特定行為研修計画			○						添付書類	

※新たな特定行為区分に係る特定行為研修の開始を伴うときを除く

○変更の承認

提出すべき書類及び添付書類	摘要	注意事項
特定行為区分変更申請書	様式3	
特定行為研修計画の概要	様式3別紙1-1 様式3別紙1-2 様式3別紙1-3 様式3別紙1-4	
講義、演習又は実習を行う施設及び設備の概要一覧	様式3別紙2-1	
講義、演習又は実習を行う施設及び設備の概要	様式3別紙2-2	
協力施設承諾書	様式3別紙3	協力施設がある場合は提出すること
特定行為研修管理委員会の構成員の氏名等	様式3別紙4	
特定行為研修の指導者一覧	様式3別紙5	
新たな特定行為区分に係る特定行為研修計画	添付書類	

○年次報告

提出すべき書類	摘要	注意事項
年次報告書	様式4	
講義、演習又は実習を行う施設及び設備の状況	様式4別紙1-1 様式4別紙1-2	

○指定研修機関の指定の取消の申請

提出すべき書類	摘要	注意事項
指定取消申請書	様式5	

○特定行為研修を修了した看護師に関する報告

提出すべき書類	摘要	注意事項
特定行為研修を修了した看護師に関する報告書	様式7	

○特定行為研修省令の改正（平成31年4月26日）に伴う変更の届出

提出すべき書類	摘要	注意事項
指定研修機関変更届出書（省令改正に伴う変更届出）	様式8	令和2年2月までに指定研修機関の指定を受けた者※に限り使用する
変更後の特定行為研修計画	添付書類	

※保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第73号）施行後の基準（学ぶべき事項、時間等）により指定を受けた者は除く

○厚生労働省令第七十三号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十七条の二第二項第四号及び第三十七条の規定に基づき、保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

厚生労働大臣 根本 匠

保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令の一部を改正する省令

保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第三十三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

(特定行為研修の基準)

第五条 法第三十七条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 区分別科目のうち講義又は演習にあつては、別表第四の上欄に掲げる特定行為区分に応じて同表の下欄に定める時間数以上であること。

(報告)

第十一条 指定研修機関は、毎年六月三十日までに、当該指定研修機関に関する次に掲げる事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一〜五 (略)

2 (略)

別表第三(第五条第二号関係)

共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学	三十
(略)	
疾病・臨床病態概論	四十
医療安全学	
特定行為実践	四十五
合計	二百五十

備考

一・二 (略)

三 既に履修した科目については、当該科目の履修の状況に応じて、その全部又は一部を免除することができる。

改正前

(特定行為研修の基準)

第五条 法第三十七条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 区分別科目は、別表第四の上欄に掲げる特定行為区分に応じて同表の下欄に定める時間数以上であること。

(報告)

第十一条 指定研修機関は、毎年四月三十日までに、当該指定研修機関に関する次に掲げる事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一〜五 (略)

2 (略)

別表第三(第五条第二号関係)

共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学	四十五
(略)	
疾病・臨床病態概論	六十
医療安全学	三十
特定行為実践	四十五
合計	三百十五

備考

一・二 (略)

三 既に履修した科目については、当該科目の履修の状況に応じて、その時間数の全部又は一部を免除することができる。

(傍線部分は改正部分)

四 (略)

別表第四 (第五条第三号関係)

特定行為区分	時間数
呼吸器 (気道確保に係るもの) 関連	九
呼吸器 (人工呼吸療法に係るもの) 関連	二十九
呼吸器 (長期呼吸療法に係るもの) 関連	八
循環器関連	二十
心臓ドレーン管理関連	八
胸腔ドレーン管理関連	十三
腹腔ドレーン管理関連	八
ろう孔管理関連	二十二
栄養に係るカテーテル管理 (中心静脈カテーテル管理) 関連	七
栄養に係るカテーテル管理 (末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理) 関連	八
創傷管理関連	三十四
創部ドレーン管理関連	五
動脈血液ガス分析関連	十三
透析管理関連	十一
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	十六
感染に係る薬剤投与関連	二十九
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	十六
術後疼痛管理関連	八
循環動態に係る薬剤投与関連	二十八
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	二十六
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	十七

備考

- 一 区分別科目は、講義又は演習及び実習 (必要な症例数を経験するものに限る。) により行うものとする。

二 (略)

四 (略)

別表第四 (第五条第三号関係)

特定行為区分	時間数
呼吸器 (気道確保に係るもの) 関連	二十二
呼吸器 (人工呼吸療法に係るもの) 関連	六十三
呼吸器 (長期呼吸療法に係るもの) 関連	二十一
循環器関連	四十五
心臓ドレーン管理関連	二十一
胸腔ドレーン管理関連	三十
腹腔ドレーン管理関連	二十一
ろう孔管理関連	四十八
栄養に係るカテーテル管理 (中心静脈カテーテル管理) 関連	十八
栄養に係るカテーテル管理 (末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理) 関連	二十一
創傷管理関連	七十二
創部ドレーン管理関連	十五
動脈血液ガス分析関連	三十
透析管理関連	二十七
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	三十六
感染に係る薬剤投与関連	六十三
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	三十六
術後疼痛管理関連	二十一
循環動態に係る薬剤投与関連	六十
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	五十七
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	三十九

備考

- 一 区分別科目は、講義、演習又は実習により行うものとする。

二 (略)

三 既に履修した科目については、当該科目の履修の状況に
じ、その全部又は一部を免除することができる。

四 指定研修機関は、当該特定行為研修に係る特定行為を
手順書により行うための能力を有していると認める看護師に
ついて、その一部を免除することができる。

五 指定研修機関は、厚生労働大臣が適当と認める場合には、
当該特定行為研修に係る特定行為の一部を行う看護師につ
いて、当該特定行為研修の一部を免除した研修を行うこと
ができる。

六 (略)

三 既に履修した科目については、当該科目の履修の状況に
じ、その時間数の全部又は一部を免除することができる。

四 指定研修機関は、当該特定行為研修に係る特定行為を
手順書により行うための能力を有していると認める看護師に
ついて、その時間数の一部を免除することができる。

(新設)

五 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の第五条第三号、別表第三及び別表第四の規定にかかわらず、平成三十一年十一月三十日までの間は、この省令による改正前の規定により第六条の指定の申請（当該申請に係る第七条第一項の適用を含む。）又は第十条の申請を行うことができる。

第三条 この省令の施行の際現に保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十七条の二第二項第五号の規定による指定を受けている者又は同項の規定により変更の承認を受けた者が行う特定行為研修の内容については、この省令による改正後の第五条第三号、別表第三及び別表第四の規定にかかわらず、平成三十五年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

医政発0507第7号
令和元年5月7日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について

看護師の特定行為に係る研修制度（以下「制度」という。）の内容や具体的な運用基準等については、「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」（平成27年3月17日付け医政発0331第1号厚生労働省医政局長通知。以下「局長通知」という。）により示しているところである。今般の「保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令の一部を改正する省令」（平成31年厚生労働省令第73号。以下「改正省令」という。）の公布に伴い、局長通知についても別添の新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたため通知する。

改正の趣旨及び経過措置は下記のとおりであるので、貴職におかれては、これを御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努めるなど、引き続き、本制度の円滑な実施に御協力をお願いする。

記

1 改正の趣旨

今回の局長通知の改正は、改正省令の趣旨及び内容を受けたものであり、医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会における議論を踏まえ、特定行為研修のより効率的な実施について具体的に整備したものである。

主な改正点は、学習内容の重複等を整理し科目横断的に学ぶことなどにより、研修の内容及び時間数の精錬化を図るとともに、特定行為研修修了者の現場での活用に資すると考えられる領域において、実施頻度の高い特定行為をパッケージ化し研修することを可能とするものである。

2 経過措置

- (1) 改正後の局長通知の第2の5.(1)並びに別紙3から別紙5まで及び別紙7にかかわらず、令和元年11月30日までの間は、改正前の局長通知により指定の申請を行うことができる。
- (2) 平成31年4月26日に現に指定研修機関の指定を受けているものは、改正後の局長通知の第2の5.(5)並びに別紙3から別紙5まで及び別紙7にかかわらず、令和元年11月30日までの間は、改正前の局長通知により特定行為区分の変更(新たな特定行為区分に係る特定行為研修の開始を伴うときに限る。)の申請を行うことができる。
- (3) 平成31年4月26日に現に指定研修機関の指定を受けている者及び(1)、(2)により指定研修機関の指定又は区分の変更の承認を受けた者が行う特定行為研修については、改正後の局長通知の第2の5.(1)並びに別紙3から別紙5及び別紙7にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。なお、局長通知の改正時点において現に指定研修機関であるものが、共通科目及び既に指定・承認を受けている特定行為区分について、学ぶべき事項、時間、研修方法、評価方法を改正後の局長通知の別紙3から別紙5及び別紙7に応じ変更する場合は、令和5年3月31日までに様式8により変更の届出を行うこと。
- (4) 改正省令の別表第4の備考第5号に関連し、平成31年4月26日に現に指定研修機関の指定を受けているものが、新たな特定行為区分に係る特定行為研修の開始を伴わずに、別紙6に示す「厚生労働大臣が適当と認める場合」の研修を実施する場合には、改正後の局長通知の5.(1)(⑧を除く。)並びに別紙3から別紙5及び別紙7にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。なお、この場合、令和5年3月31日までに様式8により変更の届出を行うこと。
- (5) (2)については、令和元年8月に指定研修機関として指定されるものにも適用すること。また、(3)及び(4)については、令和元年8月又は令和2年2月に指定研修機関として指定されるもの及び特定行為区分の変更の承認を受けるものにも適用すること。